目　　次

課税第二部

（ページ）

【統括国税実査官（広域担当）】

1　基本的な考え方 …… 1

2　令和元事務年度の事務運営 …… 1

(1)　大規模広域管理事案の管理等 …… 1

(2)　大規模広域管理事案の調査 …… 1

3　調査事績 …… 2

【統括国税調査官（間接諸税担当）】

1　基本的な考え方 …… 3

2　令和元事務年度の事務運営 …… 3

(1)　印紙税に係る調査事務 …… 3

(2)　印紙税以外の間接諸税に係る調査事務 …… 3

(3)　人材育成 …… 3

3　科目別所掌場数等 …… 4

4　調査事績 …… 4

5　短期併任 …… 4

【資料調査課】

1　基本的な考え方 …… 5

2　調査事務関係 …… 5

(1)　令和元事務年度の取組方針 …… 5

(2)　調査態様 …… 5

3　署職員及び他局資料調査課職員の調査能力の向上等 …… 5

4　調査事績（資料調査第一課） …… 6

5　調査事績（資料調査第二課） …… 8

6　調査事績（資料調査第三課） …… 10

【酒類業調整官】

1　基本的な考え方 …… 12
2　令和元事務年度の事務運営 …… 12
(1)　酒類産業振興のための施策の実施 …… 12
(2)　適切な法執行の実施 …… 14
(3)　人材育成 …… 16

【統括国税調査官（酒税担当）】

1　基本的な考え方 …… 17
2　令和元事務年度の事務運営 …… 17
(1)　酒税調査 …… 17
(2)　犯則調査 …… 17
(3)　人材育成 …… 17

【鑑定官室】

1　基本的な考え方 …… 18
2　令和元事務年度の事務運営 …… 18
(1)　分析・鑑定事務の的確な実施 …… 18
(2)　酒類の安全性確保と品質向上への取組 …… 19
(3)　酒類製造技術指導の的確な実施 …… 19
(4)　酒類業者に対する技術的な支援 …… 19
(5)　局主催酒類鑑評会の実施 …… 19
(6)　その他 …… 20
3　鑑定指導室の事務 …… 20

〔参考計表（法人）〕

参考（法人）－１　事務運営の推移等（法人税・消費税関係）…… 22
参考（法人）－２　事務運営の推移等（源泉所得税関係）…… 23
参考（法人）－３　課税事績の推移…… 24
参考（法人）－４　調査事績（調査態様別）の推移…… 25
参考（法人）－５　未納者の推移・源泉実地調査の推移…… 26

〔参考計表（消費）〕

参考（消費）－１　課税事績の推移（消費税）…… 27
参考（消費）－２　事務運営の推移等（間接諸税関係）…… 28
参考（消費）－３　調査事績の推移（印紙税単独調査）…… 29
参考（消費）－４　課税事績の推移（間接諸税）…… 30

〔参考計表（酒）〕

参考（酒）－１　酒税関係事務運営の目標と取組方針…… 31
参考（酒）－２　酒類の製造・販売業免許場数の推移…… 32
参考（酒）－３　東京国税局管内の酒税課税等状況表…… 33
参考（酒）－４　東京国税局管内の清酒の課税移出数量の推移（平成20年度～平成30年度）…… 34
参考（酒）－５　東京国税局管内の果実酒の課税移出数量の推移（平成20年度～平成30年度）…… 35
参考（酒）－６　酒類小売業免許の付与等件数の推移（平成25事務年度～平成29事務年度）…… 36
参考（酒）－７　酒類行政の基本的方向性…… 37
参考（酒）－８　「酒類の公正な取引に関する基準」のポイント…… 38

事務運営の概要等

課税第二部　統括国税実査官（広域担当）

1　基本的な考え方

統括国税実査官（広域担当）（以下「広域担当統実官」という。）は、大規模法人グループ等（おおむね３局５署10法人以上）で、局管轄・事務系統を超えた複雑な金員の流れ・取引が想定され、グループ全体を捉えた調査が必要と認められる事案及び署の陣容では調査が困難な事案（法人課税課等要請事案、消費税不正還付想定事案等）を大規模広域管理事案として指定・管理し、深度ある調査を実施する。

2　令和元事務年度の事務運営

(1)　大規模広域管理事案の管理等

大規模広域管理事案として指定した事案については、広域担当統実官主導の下、基幹署が中心となり調査着手に向けて必要な資料情報の収集等を継続的に行うとともにその実態把握に努め、調査着手する。

また、中長期的な観点での大規模広域管理事案の掘り起こし及び選定を充実させるため、大規模広域管理事案の候補となるグループについても管理対象グループとして定め、[redacted]大規模広域管理事案として事案組成する。

なお、各主管課等から、消費税不正還付事案等の緊急に調査を要する事案について広域担当統実官に調査要請があった場合には、関係部署と協議し、随時に選定し機動的に対応する。

(2)　大規模広域管理事案の調査

大規模広域管理事案の基幹署、関係局署と協議の上、調査実施計画を策定し、調査能力と機動力を発揮して、深度ある調査を実施する。

調査体制については、広域担当統実官主導で署と合同で調査を行う局特別調査（局署合同調査）及び局署間連携調査により実施する。

また、大規模広域管理事案の構成員等に指定していない関係者についても調査展開に応じて、随時連携調査を行うこととしている。

なお、各主管課等から要請のあった消費税不正還付事案等の署の陣容では調査が困難な事案についても、関係部署と協議の上、調査支援等を行う。

3 調査事績（平成31年3月末現在）

(1) 基幹事案

（単位：件、百万円）

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	計画件数 ① 件	着手件数 ② 件	着手割合 ③ %	処理件数 ④ 件	処理割合 ⑤ %	更修正件数 ⑥ 件	更修正割合 ⑦ %	不正発見件数 ⑧ 件	不正発見割合 ⑨ %	増差所得 ⑩百万円	不正所得 ⑪百万円	追徴税額 ⑫百万円
局署合同	29	1	7	7	100.0	6	85.7	6	100.0	5	83.3	817	631	365
	30	2	7	7	100.0	3	42.9	3	100.0	3	100.0	595	683	250
合計	29	3	7	7	100.0	6	85.7	6	100.0	5	83.3	817	631	365
	30	4	7	7	100.0	3	42.9	3	100.0	3	100.0	595	683	250
3年平均		5	7	7	100.0	5	71.4	5	100.0	3	60.0	789	836	218
3年平均対比 (4/5又は4-5)		6	100.0%	100.0%	ポイント ±0.0	60.0%	ポイント ▲28.5	60.0%	ポイント ±0.0	100.0%	ポイント +40.0	75.4%	81.7%	114.7%

(2) 基幹・関連・連携事案合計

（単位：件、百万円）

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	処理件数 ① 件	更修正件数 ② 件	更修正割合 ③ %	不正発見件数 ④ 件	不正発見割合 ⑤ %	増差所得 ⑥百万円	基幹1件当たり ⑦百万円	不正所得 ⑧百万円	基幹1件当たり ⑨百万円	追徴税額 ⑩百万円
局署合同	29	1	106	101	95.3	73	68.9	5,596	933	2,917	486	1,615
	30	2	46	44	95.7	30	65.2	3,062	1,021	2,849	950	1,686
合計	29	3	106	101	95.3	73	68.9	5,596	933	2,917	486	1,615
	30	4	46	44	95.7	30	65.2	3,062	1,021	2,849	950	1,686
3年平均		5	73	65	89.0	44	60.3	3,377	675	2,137	427	1,005
3年平均対比 (6/7又は6-7)		6	63.0%	67.7%	ポイント +6.7	68.2%	ポイント +4.9	90.7%	151.3%	133.3%	222.5%	167.8%

（参考）

上記合計のうち国際化富裕層	29	7	7	7	100.0	7	100.0	3,156	3,156	986	986	826
	30	8	1	1	100.0	1	100.0	24	－	26	－	5
対前年比 (10/9又は10-9)		9	14.3%	14.3%	ポイント ±0.0	14.3%	ポイント ±0.0	0.8%	皆減	2.6%	皆減	0.6%

(3) 消費税

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	調査件数 ① 件	増差税額 ②百万円	内固有 ③百万円	1件当たり ④百万円	不正税額 ⑤百万円	内固有 ⑥百万円	1件当たり ⑦百万円
局署合同	29	1	72	134	62	2	74	40	1
	30	2	33	149	25	5	67	28	2
合計	29	3	72	134	62	2	74	40	1
	30	4	33	149	25	5	67	28	2
3年平均		5	54	154	65	3	69	15	1
3年平均対比 (4/5)		6	61.1%	96.8%	38.5%	166.7%	97.1%	186.7%	200.0%

事　務　運　営　の　概　要　等

課税第二部　統括国税調査官（間接諸税担当）

1　基本的な考え方

統括国税調査官（間接諸税担当）は、局長が指定する間接諸税の製造場等に対する調査事務並びに間接諸税に係る犯則事件の調査及び処分を所掌している。

調査事務については、各税目の特性に配意して調査優先度の高い法人等を選定し、調査を実施する。また、[redacted]調査、他局・調査部・署との連携調査や情報交換等を積極的に行い、効果的・効率的な調査を実施する。

2　令和元事務年度の事務運営

(1)　印紙税に係る調査事務

[redacted]を重点的に調査対象とする。このほか、[redacted]を調査対象として、深度ある調査を実施する。

なお、接触率及び納税コンプライアンスの維持・向上を図るため、[redacted]調査や[redacted]調査を行うなど、効果的・効率的な調査の実施にも配意する。

(2)　印紙税以外の間接諸税に係る調査事務

国際観光旅客税（平成31年1月7日施行）については、制度の早期定着を図るとともに、[redacted]調査等（行政指導を含む。）を実施する。

その他の間接諸税については、[redacted]を総合勘案して選定を行い、深度ある調査を実施する。

なお、揮発油税と石油石炭税との同時調査を行うことなどにより、効率的な調査の実施に配意する。

(3)　人材育成

間接諸税の調査手法等を継承する観点から、ＯＪＴによる人材育成に配意する。

また、印紙税及び揮発油税の局間併任調査や、署職員の諸税調査部門への短期併任による調査を計画的に実施する。

3 税目別所掌場数等（平成30事務年度）

税目	者数	場数計	1号指定	2号指定
	者	場	場	場
印紙税 ①	993	1,052	866	186
たばこ税等	19	63	25	38
揮発油税等	29	43	32	11
航空機燃料税	10	13	11	2
石油ガス税	37	75	35	40
石油石炭税	22	28	12	16
電源開発促進税	2	2	2	0
国際観光旅客税	79	79	0	79
印紙税以外の間接諸税計 ②	198	303	117	186

1号指定 ⇒ 印紙税：原則、資本金50億円以上の法人
印紙税以外の間接諸税：原則、年税額5,000万円以上の製造場
ただし、たばこ税、石油石炭税及び国際観光旅客税については全製造場
2号指定 ⇒ 1号指定に準ずる製造場等で、局統括国税調査官による調査が必要と認められるもの

4 調査事績（平成31年3月末現在）

(1) 印紙税

事務年度＼項目		調査計画場数	調査事績						分析			
			調査場数			調査日数	非違場数	非違税額	計画対比		非違発見割合	非違1場当たりの税額
			着手	内繰越	処理	(処理済)			着手	処理		
		① 場	② 場	③ 場	④ 場	⑤ 日	⑥ 場	⑦ 千円	⑧ %	⑨ %	⑩ %	⑪ 千円
29	1	102	90	2	63	1,802	58	348,953	88.2	61.8	92.1	6,016
30	2	105	103	2	62	1,722	57	461,510	98.1	59.0	91.9	8,097
前年対比 (2/1又は2-1)	3	102.9%	114.4%	100.0%	98.4%	95.6%	98.3%	132.3%	ポイント +9.9	ポイント ▲ 2.8	ポイント ▲ 0.2	134.6%
5年平均	4	97.8	91.4	1.8	53.2	1,455.0	47.8	306,204	93.5	54.4	89.8	6,406
5年平均対比 (2/4又は2-4)	5	107.4%	112.7%	111.1%	116.5%	118.4%	119.2%	150.7%	ポイント +4.6	ポイント +4.6	ポイント +2.1	126.4%

(2) 印紙税以外の間接諸税

事務年度＼項目		調査計画場数	調査事績						分析			
			調査場数			調査日数	非違場数	非違税額	計画対比		非違発見割合	非違1場当たりの税額
			着手	内繰越	処理	(処理済)			着手	処理		
		① 場	② 場	③ 場	④ 場	⑤ 日	⑥ 場	⑦ 千円	⑧ %	⑨ %	⑩ %	⑪ 千円
29	6	36	31	0	20	184	1	323,457	86.1	55.6	5.0	323,457
30	7	38	25	1	14	112	2	66,769	65.8	36.8	14.3	33,385
前年対比 (7/6又は7-6)	8	105.6%	80.6%	—	70.0%	60.9%	200.0%	20.6%	ポイント ▲ 20.3	ポイント ▲ 18.8	ポイント +9.3	10.3%
5年平均	9	35.6	25.6	0.6	18.4	219.0	1.6	114,455	71.9	51.7	8.7	71,534
5年平均対比 (7/9又は7-9)	10	106.7%	97.7%	166.7%	76.1%	51.1%	125.0%	58.3%	ポイント ▲ 6.1	ポイント ▲ 14.9	ポイント +5.6	46.7%

5 短期併任（平成30事務年度）

区分＼税目	印紙税	揮発油税等庁指定連携調査	
	併任受	併任受	
局諸税調査職員（局間併任調査）	30.9.3 ～ 30.9.14	30.11.26 ～ 30.12.7	31.1.21 ～ 31.2.1
	5局（所）5名	2局2名	2局2名
署消費税等部門職員	31.1.21 ～ 31.2.1		
	2署2名		

事 務 運 営 の 概 要 等

課税第二部　資料調査課

1　基本的な考え方

資料調査課は、複雑、困難、広域、複数税目などの観点から、高度の調査技法、機動力及び多くの調査日数を要し、署では十分な調査を行うことができないと認められる事案（調査困難事案、課税困難事案に区分）について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施するとともに、それらに関する調査技法の開発に努める。

① 調査困難事案

大口・悪質な非違が想定される事案

② 課税困難事案

消費税不正還付想定事案、先端分野・租税回避スキーム等

2　調査事務関係

(1) 令和元事務年度の取組方針

基本的な考え方に示したとおり、調査困難事案と課税困難事案について、関係者を一体的に捉えた深度ある調査を実施する。

特に、消費税不正還付想定事案に積極的に取り組む。

(2) 調査態様

調査実施に当たっては、①局員だけで調査を実施する局特別調査（単独調査）と、②局主導で署と合同で調査を実施する局特別調査（局署合同調査）のいずれかによるが、

原則として、

- 資料調査第一課及び資料調査第三課は、単独調査
- 資料調査第二課は、局署合同調査

を実施する。

なお、資料調査第三課は、主に公益法人及び国際化事案の調査を担当する。

3　署職員及び他局資料調査課職員の調査能力の向上等

署職員及び他局資料調査課職員を資料調査課に短期併任し、これらの職員に対して高度な調査技法の習得と調査意欲の向上を図る。

4 調査事績（平成31年3月末現在）

(1) 基幹事案

（単位：件、百万円）

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	計画件数 ① 件	着手件数 ② 件	着手割合 ③ %	処理件数 ④ 件	処理割合 ⑤ %	更修正件数 ⑥ 件	更修正割合 ⑦ %	不正発見件数 ⑧ 件	不正発見割合 ⑨ %	増差所得 ⑩百万円	不正所得 ⑪百万円	追徴税額 ⑫百万円
単独	29	1	(1) 18	(1) 17	94.4	13	72.2	13	100.0	8	61.5	2,307	1,521	994
	30	2	19	17	89.5	14	73.7	14	100.0	12	85.7	2,088	2,085	1,626
局署合同	29	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	30	4	－	1	－	1	－	1	100.0	1	100.0	133	143	59
合計	29	5	(1) 18	(1) 17	94.4	13	72.2	13	100.0	8	61.5	2,307	1,521	994
	30	6	－ 19	－ 18	94.7	15	78.9	15	100.0	13	86.7	2,221	2,228	1,685
3年平均		7	19	14	73.7	13	68.4	12	92.3	10	76.9	2,007	1,739	934
3年平均対比（6/7又は6-7）		8	100.0%	128.6%	ポイント +21.0	115.4%	ポイント +10.5	125.0%	ポイント +7.7	130.0%	ポイント +9.8	110.7%	128.1%	180.4%

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

（参考）

上記合計のうち国際化富裕層	29	9	11	9	81.8	8	72.7	8	100.0	4	50.0	477	326	222
	30	10	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0	3	60.0	189	134	427
対前年比（10/9又は10-9）		11	45.5%	55.6%	ポイント +18.2	62.5%	ポイント +27.3	62.5%	ポイント ±0.0	75.0%	ポイント +10.0	39.6%	41.1%	192.3%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

(2) 基幹・関連事案合計

（単位：件、百万円）

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	処理件数 ① 件	更修正件数 ② 件	更修正割合 ③ %	不正発見件数 ④ 件	不正発見割合 ⑤ %	増差所得 ⑥百万円	基幹1件当たり ⑦百万円	不正所得 ⑧百万円	基幹1件当たり ⑨百万円	追徴税額 ⑩百万円	少額是正件数 ⑪ 件	少額是正割合 ⑫ %	基幹1件当たり ⑬百万円	基幹1件当たり中央値 ⑭百万円
単独	29	1	47	43	91.5	24	51.1	3,341	257	2,047	157	1,566	2	15.4	120	76
	30	2	34	32	94.1	22	64.7	2,446	175	2,269	162	1,800	－	－	129	84
局署合同	29	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	30	4	1	1	100.0	1	100.0	133	133	143	143	59	－	－	59	59
合計	29	5	47	43	91.5	24	51.1	3,341	257	2,047	157	1,566	2	15.4	120	76
	30	6	35	33	94.3	23	65.7	2,579	172	2,412	161	1,859	－	－	124	80
3年平均 ※		7	36	30	83.3	22	61.1	2,611	201	2,117	163	1,520	2	17.7	117	75
3年平均対比（6/7又は6-7）		8	97.2%	110.0%	ポイント +11.0	104.5%	ポイント +4.6	98.8%	85.6%	113.9%	98.8%	122.3%	皆減	皆減	106%	106.7%

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

（参考）

上記合計のうち国際化富裕層	29	9	10	8	80.0	4	40.0	477	60	326	41	222	2	25.0	28	21
	30	10	6	5	83.3	3	50.0	189	38	134	27	430	－	－	86	53
対前年比（10/9又は10-9）		11	60.0%	62.5%	ポイント +3.3	75.0%	ポイント +10.0	39.6%	63.3%	41.1%	65.9%	193.7%	皆減	皆減	307.1%	252.4%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。
⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額（⑥、⑧）及び追徴税額（⑩）を基幹の処理件数（(1)④）で除した値を示す。
⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。
⑫は少額是正件数（⑪）を基幹の処理件数（(1)④）で除した値を示す。
⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

(3) 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	処理件数 ① 件	更修正件数 ② 件	更修正割合 ③ %	不正発見件数 ④ 件	不正発見割合 ⑤ %	増差所得 ⑥百万円	基幹1件当たり ⑦百万円	不正所得 ⑧百万円	基幹1件当たり ⑨百万円	追徴税額 ⑩百万円	[redacted]
単独	29	1	62	57	91.9	35	56.5	3,829	295	2,527	194	1,704	[redacted]
	30	2	43	40	93.0	27	62.8	2,836	203	2,546	182	1,927	[redacted]
局署合同	29	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	[redacted]
	30	4	1	1	100.0	1	100.0	133	133	143	143	59	[redacted]
合計	29	5	62	57	91.9	35	56.5	3,829	295	2,527	194	1,704	[redacted]
	30	6	44	41	93.2	28	63.6	2,969	198	2,689	179	1,986	[redacted]
3年平均		7	50	42	84.0	28	56.0	3,510	270	2,514	193	1,691	[redacted]
3年平均対比 (6/7又は6-7)		8	88.0%	97.6%	ポイント +9.2	100.0%	ポイント +7.6	84.6%	73.3%	107.0%	92.6%	117.5%	[redacted]

(参考)

上記合計のうち国際化富裕層	29	9	10	8	80.0	4	40.0	477	60	326	41	222	[redacted]
	30	10	6	5	83.3	3	50.0	189	38	134	27	430	[redacted]
対前年比 (10/9又は10-9)		11	60.0%	62.5%	ポイント +3.3	75.0%	ポイント +10.0	39.6%	63.3%	41.1%	65.9%	193.7%	[redacted]

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。
⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額（⑥、⑧）を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

(4) 消費税

(単位:件、百万円)

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	調査件数 ① 件	増差税額 ②百万円	内固有 ③百万円	1件当たり ④百万円	不正税額 ⑤百万円	内固有 ⑥百万円	1件当たり ⑦百万円
単独	29	1	42	396	225	9	155	46	4
	30	2	31	537	427	17	246	149	8
局署合同	29	3	－	－	－	－	－	－	－
	30	4	1	14	－	14	14	－	14
合計	29	5	42	396	225	9	155	46	4
	30	6	32	551	427	17	260	149	8
3年平均		7	28	622	425	22	402	270	14
3年平均対比 (6/7)		8	114.3%	88.6%	100.5%	77.3%	64.7%	55.2%	57.1%

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。
②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

【参考】 課税第二部資料調査第二課

5 調査事績（平成31年3月末現在）

(1) 基幹事案

（単位：件、百万円）

項目／調査態様	事務年度・No. 年度	No.	計画件数 ① 件	着手件数 ② 件	着手割合 ③ %	処理件数 ④ 件	処理割合 ⑤ %	更修正件数 ⑥ 件	更修正割合 ⑦ %	不正発見件数 ⑧ 件	不正発見割合 ⑨ %	増差所得 ⑩百万円	不正所得 ⑪百万円	追徴税額 ⑫百万円
局署合同	29	1	73	67	91.8	59	80.8	57	96.6	54	91.5	4,849	4,996	2,248
	30	2	73	70	95.9	65	89.0	63	96.9	57	87.7	9,444	9,562	6,152
合計	29	3	73	67	91.8	59	80.8	57	96.6	54	91.5	4,849	4,996	2,248
	30	4	73	70	95.9	65	89.0	63	96.9	57	87.7	9,444	9,562	6,152
3年平均		5	73	65	89.0	62	84.9	59	95.2	55	88.7	4,408	4,532	2,045
3年平均対比（4/5又は4-5）		6	100.0%	107.7%	ポイント +6.9	104.8%	ポイント +4.1	106.8%	ポイント +1.7	103.6%	ポイント ▲ 1.0	214.2%	211.0%	300.8%

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

（参考）

上記合計のうち国際化富裕層	29	7	30	27	90.0	23	76.7	23	100.0	21	91.3	1,788	1,815	952
	30	8	36	33	91.7	32	88.9	31	96.9	26	81.3	3,853	3,860	3,075
対前年比（8/7又は8-7）		9	120.0%	122.2%	ポイント +1.7	139.1%	ポイント +12.2	134.8%	ポイント ▲ 3.1	123.8%	ポイント ▲ 10.0	215.5%	212.7%	323.0%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

(2) 基幹・関連事案合計

（単位：件、百万円）

項目／調査態様	事務年度・No. 年度	No.	処理件数 ① 件	更修正件数 ② 件	更修正割合 ③ %	不正発見件数 ④ 件	不正発見割合 ⑤ %	増差所得 ⑥百万円	基幹1件当たり ⑦百万円	不正所得 ⑧百万円	基幹1件当たり ⑨百万円	追徴税額 ⑩百万円	少額是正件数 ⑪ 件	少額是正割合 ⑫ %	基幹1件当たり ⑬百万円	基幹1件当たり中央値 ⑭百万円
局署合同	29	1	105	100	95.2	88	83.8	6,215	105	6,182	105	2,687	8	13.6	46	33
	30	2	129	125	96.9	107	82.9	12,452	192	12,359	190	7,310	7	10.8	112	66
合計	29	3	105	100	95.2	88	83.8	6,215	105	6,182	105	2,687	8	13.6	46	33
	30	4	129	125	96.9	107	82.9	12,452	192	12,359	190	7,310	7	10.8	112	66
3年平均 ※		5	98	92	93.9	82	83.7	5,504	89	5,516	89	2,451	17	28.0	40	26
3年平均対比（4/5又は4-5）		6	131.6%	135.9%	ポイント +3.0	130.5%	ポイント ▲ 0.8	226.2%	215.7%	224.1%	213.5%	298.2%	40.4%	ポイント ▲ 17.2	280.0%	253.8%

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

（参考）

上記合計のうち国際化富裕層	29	7	32	32	100.0	28	87.5	2,172	94	2,189	95	1,065	2	8.7	46	26
	30	8	62	60	96.8	50	80.6	4,895	153	4,843	151	3,530	6	18.8	110	42
対前年比（8/7又は8-7）		9	193.8%	187.5%	ポイント ▲ 3.2	178.6%	ポイント ▲ 6.9	225.4%	162.8%	221.2%	158.9%	331.5%	300.0%	ポイント +10.1	239.1%	161.5%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。
⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額（⑥、⑧）及び追徴税額（⑩）を基幹の処理件数（(1)④）で除した値を示す。
⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。
⑫は少額是正件数（⑪）を基幹の処理件数（(1)④）で除した値を示す。
⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

(3) 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	処理件数 ① 件	更修正件数 ② 件	更修正割合 ③ %	不正発見件数 ④ 件	不正発見割合 ⑤ %	増差所得 ⑥百万円	基幹1件当たり ⑦百万円	不正所得 ⑧百万円	基幹1件当たり ⑨百万円	追徴税額 ⑩百万円	[redacted]
局署合同	29	1	130	124	95.4	102	78.5	7,257	123	6,894	117	2,935	[redacted]
	30	2	146	142	97.3	120	82.2	13,574	209	13,003	200	7,811	[redacted]
合 計	29	3	130	124	95.4	102	78.5	7,257	123	6,894	117	2,935	[redacted]
	30	4	146	142	97.3	120	82.2	13,574	209	13,003	200	7,811	[redacted]
3 年 平 均		5	113	107	94.7	92	81.4	6,162	99	5,958	96	2,665	[redacted]
3年平均対比 (4/5又は4-5)		6	129.2%	132.7%	ポイント +2.6	130.4%	ポイント +0.8	220.3%	211.1%	218.2%	208.1%	293.1%	[redacted]

(参考)

上記合計のうち国際化富裕層	29	7	32	32	100.0	28	87.5	2,172	94	2,189	95	1,065	[redacted]
	30	8	68	66	97.1	54	79.4	5,320	166	4,949	155	3,722	[redacted]
対前年比 (8/7又は8-7)		9	212.5%	206.3%	ポイント ▲ 2.9	192.9%	ポイント ▲ 8.1	244.9%	176.6%	226.1%	163.2%	349.5%	[redacted]

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。
⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額（⑥、⑧）を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

(4) 消費税

(単位:件、百万円)

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	調査件数 ① 件	増差税額 ②百万円	内固有 ③百万円	1件当たり ④百万円	不正税額 ⑤百万円	内固有 ⑥百万円	1件当たり ⑦百万円
局署合同	29	1	107	483	47	5	326	21	3
	30	2	120	1,226	136	10	747	51	6
合 計	29	3	107	483	47	5	326	-	3
	30	4	120	1,226	136	10	747	51	6
3 年 平 均		5	100	421	188	4	281	15	3
3年平均対比 (4/5)		6	120.0%	291.2%	72.3%	250.0%	265.8%	340.0%	200.0%

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。
②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

【参考】 課税第二部資料調査第三課

6 調査事績（平成31年3月末現在）

(1) 基幹事案

（単位：件、百万円）

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	計画件数 ① 件	着手件数 ② 件	着手割合 ③ %	処理件数 ④ 件	処理割合 ⑤ %	更修正件数 ⑥ 件	更修正割合 ⑦ %	不正発見件数 ⑧ 件	不正発見割合 ⑨ %	増差所得 ⑩百万円	不正所得 ⑪百万円	追徴税額 ⑫百万円
単独	29	1	(1) 17	(1) 17	100.0	14	82.4	13	92.9	4	28.6	3,721	173	1,874
	30	2	17	16	94.1	11	64.7	11	100.0	7	63.6	2,103	1,189	646
局署合同	29	3	1	1	100.0	1	100	1	100.0	－	－	5	－	1
	30	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	29	5	(1) 18	(1) 18	100.0	15	83.3	14	93.3	4	26.7	3,726	173	1,875
	30	6	17	16	94.1	11	64.7	11	100.0	7	63.6	2,103	1,189	646
3年平均		7	19	19	100.0	13	68.4	12	92.3	6	46.2	2,669	780	1,126
3年平均対比（6/7又は6-7）		8	89.5%	84.2%	ポイント ▲5.9	84.6%	ポイント ▲3.7	91.7%	ポイント +7.7	116.7%	ポイント +17.4	78.8%	152.4%	57.4%

※ 括弧書は、前事務年度からの繰越事案件数を内書で示す。

（参考）

上記合計のうち国際化富裕層	29	9	9	9	100.0	7	77.8	6	85.7	2	28.6	2,296	145	773
	30	10	9	9	100.0	8	88.9	8	100.0	6	75.0	1,701	1,125	539
対前年比（10/9又は10-9）		11	100.0%	100.0%	ポイント ±0.0	114.3%	ポイント +11.1	133.3%	ポイント +14.3	300.0%	ポイント +46.4	74.1%	775.9%	69.7%

※ ⑫は基幹事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。

(2) 基幹・関連事案合計

（単位：件、百万円）

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	処理件数 ① 件	更修正件数 ② 件	更修正割合 ③ %	不正発見件数 ④ 件	不正発見割合 ⑤ %	増差所得 ⑥百万円	基幹1件当たり ⑦百万円	不正所得 ⑧百万円	基幹1件当たり ⑨百万円	追徴税額 ⑩百万円	少額是正件数 ⑪ 件	少額是正割合 ⑫ %	基幹1件当たり ⑬百万円	基幹1件当たり中央値 ⑭百万円
単独	29	1	29	28	96.6	16	55.2	3,987	285	570	41	2,057	1	7.1	147	84
	30	2	20	20	100.0	13	65.0	3,480	316	2,507	228	1,040	1	9.1	95	57
局署合同	29	3	3	3	100	1	33	16	16	10	10	2	1	100	2	2
	30	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	29	5	32	31	96.9	17	53.1	4,003	267	580	39	2,059	2	13.3	137	75
	30	6	20	20	100.0	13	65.0	3,480	316	2,507	228	1,040	1	9.1	95	57
3年平均 ※		7	28	25	89.3	14	50.0	3,632	279	1,010	78	1,396	1	7.7	107	68
3年平均対比（6/7又は6-7）		8	71.4%	80.0%	ポイント +10.7	92.9%	ポイント +15.0	95.8%	113.3%	248.2%	292.3%	74.5%	100.0%	ポイント +1.4	88.8%	83.8%

※ 3年平均欄の「基幹1件当たり中央値」は、過去3年間の処理事績に係る中央値を記載している。

（参考）

上記合計のうち国際化富裕層	29	9	12	11	91.7	4	33.3	2,306	329	357	51	848	1	14.3	121	75
	30	10	16	16	100.0	11	68.8	2,138	267	1,461	183	622	－	－	78	52
対前年比（10/9又は10-9）		11	133.3%	145.5%	ポイント ＋8.3	275.0%	ポイント +35.5	92.7%	81.2%	409.2%	358.8%	73.3%	皆減	皆減	64.5%	69.3%

※ ⑩は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。
⑦、⑨、⑬は、基幹・関連合計した所得金額（⑥、⑧）及び追徴税額（⑩）を基幹の処理件数（(1)④）で除した値を示す。
⑪は基幹・関連合計した追徴税額が1千万円未満の事案の件数を示す。
⑫は少額是正件数（⑪）を基幹の処理件数（(1)④）で除した値を示す。
⑭は基幹・関連事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計金額を基幹1件当たりとした場合の中央値を示す。

(3) 基幹・関連・連携事案合計

(単位:件、百万円)

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	処理件数 ① 件	更修正件数 ② 件	更修正割合 ③ %	不正発見件数 ④ 件	不正発見割合 ⑤ %	増差所得 ⑥百万円	基幹1件当たり ⑦百万円	不正所得 ⑧百万円	基幹1件当たり ⑨百万円	追徴税額 ⑩百万円	[redacted]
単独	29	1	33	32	97.0	20	60.6	4,122	294	704	50	2,113	[redacted]
	30	2	26	26	100.0	17	65.4	3,642	331	2,622	238	1,108	[redacted]
局署合同	29	3	4	4	100	2	50	40	40	36	36	5	[redacted]
	30	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	[redacted]
合計	29	5	37	36	97.3	22	59.5	4,162	277	740	49	2,118	[redacted]
	30	6	26	26	100.0	17	65.4	3,642	331	2,622	238	1,108	[redacted]
3年平均		7	32	29	90.6	17.0	53.1	3,729	287	1,105	85	1,437	[redacted]
3年平均対比(6/7又は6-7)		8	81.3%	89.7%	ポイント +9.4	100.0%	ポイント +12.3	97.7%	115.4%	237.3%	280.0%	77.1%	[redacted]

(参考)

上記合計のうち国際化富裕層	29	9	12	11	91.7	4	33.3	2,306	329	357	51	848	[redacted]
	30	10	19	19	100.0	12	63.2	2,193	274	1,470	184	652	[redacted]
対前年比(10/9又は10-9)		11	158.3%	172.7%	ポイント ＋8.3	300.0%	ポイント +29.9	95.1%	83.3%	411.8%	360.8%	76.9%	[redacted]

※ ⑩は基幹・関連・連携事案の本税、源泉所得税、消費税及び各加算税の合計を示す。
⑦、⑨は基幹・関連・連携合計した所得金額（⑥、⑧）を基幹の処理件数((1)④)で除した値を示す。

(4) 消費税

(単位:件、百万円)

項目 / 調査態様	事務年度・No. 年度	No.	調査件数 ① 件	増差税額 ②百万円	内固有 ③百万円	1件当たり ④百万円	不正税額 ⑤百万円	内固有 ⑥百万円	1件当たり ⑦百万円
単独	29	1	28	548	443	20	25	10	0.9
	30	2	11	8	－	1	6	－	0.5
局署合同	29	3	－	－	－	－	－	－	－
	30	4	－	－	－	－	－	－	－
合計	29	5	28	548	443	20	25	10	0.9
	30	6	11	8	－	1	6	－	0.5
3年平均		7	25	222	160	9	21	4	0.8
3年平均対比(6/7)		8	44.0%	3.6%	皆減	11.1%	28.6%	皆減	62.5%

※ ①は基幹・関連・連携事案の件数の合計を示す。
②、⑤は基幹・関連・連携事案の消費税及び各加算税の合計を示す。

事務運営の概要等

課税第二部　酒類業調整官

1　基本的な考え方

酒類業調整官（局及び署派遣５署）は、国税庁の任務である酒類業の健全な発達のため、①酒類産業振興のための施策の実施、②酒類の公正な取引環境の整備に関する施策としての酒類の取引状況等実態調査、③酒類の表示の適正化に向けた調査・指導等の産業行政事務を主に行っている。

特に、産業行政事務を進めるに当たり、酒類業界のニーズや業界の抱える課題を的確に把握し、有益な情報等について酒類業者に向けて随時発信するなど酒類業全体の振興に関する取組を積極的に推進するとともに、庁局署の情報の共有化を徹底する。

また、各種施策の実施に当たっては、平成30事務年度に国税庁から示された「酒類行政の基本的方向性」に基づき、政府全体の取組の方向性も踏まえつつ、消費者の酒類に対する嗜好の変化などの社会的変化や地方創生の視点から管内の酒類業の特色にも配意することとし、関係省庁等が実施する各種施策の情報等の把握にも努めながら、必要に応じて関係省庁等と連携してより効果的な施策を実施するほか、酒類業界に対して顔の見える行政となるよう、国税組織の強みである組織力を活かした取組を実施する。

2　令和元事務年度の事務運営

(1)　酒類産業振興のための施策の実施

①　酒類産業振興策への取組

「酒類行政の基本的方向性」を踏まえ、次のような施策にスケジュール感をもって取り組む。

イ　局幹部と酒類業組合役員等との懇談会等の開催

ロ　料飲店業者等を対象とした酒セミナー及び流通業者、一般消費者等を対象とした地理的表示「山梨」ワインシンポジウムの開催

※　令和元事務年度は地理的表示「北海道」と共同開催を予定している。

ハ　酒造組合等主催イベントへの後援と局幹部の出席

【参考：平成30事務年度の実績】

○　懇談会等

開催日	懇談会名	当方出席者	先方出席者
10.30(火)	各都県酒造組合役員等との懇談会 （東京局特別会議室）	局長、総務部長、課税二部長、酒類監理官、鑑定官室長ほか２名	酒造組合会長４名 ほか 鑑評会受賞者20名

開催日	懇談会名	当方出席者	先方出席者
2.28(木)	山梨県ワイン酒造組合役員との懇談会 (山梨県ワイン酒造組合会議室)	局長、酒類監理官、 鑑定官室長ほか5名	ワイン酒造組合会長 ほか8名
5.20(月)	千葉県若手清酒製造者との意見交換会 (千葉県酒造組合会議室)	局長、酒類監理官、 鑑定官室長ほか5名	千葉県酒造組合青年 醸友会会長ほか8名

○　当局主催イベント

開催日	イベント名	概　要　等
9.14(金)	酒セミナーin 浅草 (浅草ビューホテル)	対象：浅草近郊の料飲店の従業員（約50名） 内容：地理的表示、日本産酒類の知識等の向上と訪日外国人へのお酒の勧め方等の習得を目的としたセミナー、きき酒
10.9(火)	酒セミナーin 千葉 (三井ガーデンホテル)	対象：千葉県内のホテル等の従業員（約 50 名） 内容：地理的表示、日本産酒類の知識等の向上と訪日外国人へのお酒の勧め方等の習得を目的としたセミナー、きき酒
12.20(木)	山梨ワインセミナー (ベルクラシック甲府)	対象：山梨県内のぶどう農家、農協職員（約50名） 内容：地理的表示、高品質醸造用ぶどうの安定確保の必要性を理解してもらうことを目的としたセミナー、きき酒
3.9(土)	酒セミナーin 新宿 (玄海本店)	対象：老舗料理店の経営者（約30名） 内容：地理的表示、日本産酒類の知識等の向上と訪日外国人へのお酒の勧め方等の習得を目的としたセミナー、きき酒
3.21 (木・祝)	地理的表示「山梨」ワインシンポジウム (THE　GRAND　HALL（港区))	対象：流通業者、一般消費者等（約400名） 内容：局長による主催者挨拶 蛯原 健介教授による基調講演 有識者によるパネルディスカッション GI Yamanashi ワインテイスティング
3.28(木)	酒セミナーin 横浜 (ホテルニューグランド)	対象：神奈川県内のホテル・料飲店等の従業員（約50名） 内容：地理的表示、日本産酒類の知識等の向上と訪日外国人へのお酒の勧め方等の習得を目的としたセミナー、きき酒

○　当局後援イベント

開催日	イベント名	主　催	局幹部挨拶
9.15(土)	武蔵の國の酒祭り	東京都酒造組合	有
10. 5(金)	名水が育む「山梨の日本酒・本格焼酎」で乾杯！	山梨県酒造組合	有
10.19(金)	焼酎甲類体験フェス	日本蒸留酒酒造組合東京支部	有
10.25(木)	とりどりの美酒を楽しむ会	千葉県酒類業懇話会	セレモニーなし
10.25(木)	千葉県未成年者飲酒防止キャンペーン	千葉県酒類業懇話会	セレモニーなし
10.25(木)	山梨県未成年者飲酒防止キャンペーン	山梨県小売酒販組合連合会	有

開催日	イベント名	主　催	局幹部挨拶
11. 3(土)	山梨ヌーボーまつり	山梨県ワイン酒造組合	有
3.22(金)	名水仕込みの山梨の日本酒・新酒蔵開き	山梨県酒造組合	有
4.10(水)	神奈川県未成年者飲酒防止キャンペーン	神奈川県小売酒販組合連合会	有
4.13(土)	一都三県・蔵元との交流会	日本酒造組合中央会東京支部等	有

② 日本産酒類の輸出環境の整備

平成29年11月に決定された「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」や、令和元年●月に決定された「未来投資戦略2019」等を踏まえ、酒類業組合等の取組への支援や輸出に取り組む事業者のニーズに応じた支援等を行うとともに、関係省庁やジェトロ等との連携を密にしつつ、次の施策に取り組む。

イ 「東京国税局管内地域日本産酒類輸出促進連絡会議」及び「都県レベルの分科会」の開催

ロ 訪日外国人向けの効果的な施策への取組

③ 酒類の地理的表示の周知等

地理的表示制度の更なる認知度向上を図ることにより、ブランド価値を高める。更に当局においては、地理的表示「山梨」の認知度向上に積極的に取り組む。

また、日本国内での需要振興や海外への輸出振興策について、酒類業調整官と酒類指導官が連携して酒類業組合等の取組を支援する。

イ ホテル、料飲店等を対象とした酒セミナーの開催

ロ 地理的表示「山梨」ワインシンポジウムの開催（地理的表示「北海道」と共同開催予定。）

④ 鑑定官室等との連携

酒類製造者が抱える技術的な課題を把握した場合や、経験の浅い新規参入者など基礎的な技術基盤の維持・向上が必要と考えられる酒類製造者に対しては、専門的な知識を有する鑑定官室及び酒類総研と連携して速やかな解決を図る。

(2) 適切な法執行の実施

① 酒類の公正な取引環境の整備

イ 酒類業者に対する周知・啓発

酒類業者に対して、「酒類の公正な取引に関する基準」（平成29年6月施行、以下「基準」という。）及び「酒類に関する公正な取引のための指針」の周知・啓発を行い、これらの遵守のための指導等を通じ、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進する。

ロ　酒類の取引状況等実態調査

酒類の取引状況等実態調査については、当局は平成30事務年度においても、基準に違反していると認められた酒類業者に対し「指示」を行っており、引き続き、価格動向やこれまでに把握した情報等を踏まえ、市場に大きな影響を与える取引を行っていると認められる大手酒類業者及び廉売等の情報のある業者を優先的に選定する。

調査に当たっては、価格の形成に至る背景にも着目するなど深度ある調査を実施するとともに、「指示」を行った酒類業者に対するフォローアップ調査も適切に実施する。

なお、基準に違反すると思料される場合には、「指示」を見据え、周辺の酒類業者の酒類事業に与える影響の程度を確認するなどの調査を実施する。

また、局間連携調査の実施に当たっては、当局は大規模酒類業者が集中することからその取りまとめ局として、関係局等と的確な協議、調整を行うなど、効果的・効率的な調査に努める。

○　取引状況等実態調査の状況　　(各年３月末現在)

事務年度＼項目			調査計画者数	調査事績				
				調査者数	処理割合	非違者数	非違者数割合	指示件数
			①	②	③(②/①)	④	⑤(④/②)	⑥
			者	者	%	者	%	者
29	酒類業調整官	1	18	5	27.8	3	60.0	0
	酒類指導官	2	22	15	68.2	4	26.7	0
	計	3	40	20	50.0	7	35.0	0
30	酒類業調整官	4	22	8	36.4	8	100.0	2
	酒類指導官	5	4	1	25.0	0	0.0	0
	計	6	26	9	34.6	8	88.9	2
			%	%	ﾎﾟｲﾝﾄ	%	ﾎﾟｲﾝﾄ	者
前年対比	酒類業調整官	7	122.2	160.0	＋ 8.6	266.7	＋ 40	＋ 2
	酒類指導官	8	18.2	6.7	▲ 43.2	0.0	▲ 26.7	0
	計	9	65.0	45.0	▲ 15.4	114.3	＋ 53.9	＋ 2

※　平成29事務年度においては、平成30年５月及び６月に計３件「指示」を行っている。

②　酒類の表示の適正化に向けた調査・指導等

酒類の容器等の表示について、酒類の表示事項確認調査を実施し、誤り等を把握した場合には改善指導を行う。

なお、平成30年10月30日から適用開始となった果実酒等の製法品質表示基準に関して、酒類製造者等から相談を受けた場合には、引き続き丁寧に対応する。

また、令和２年４月から適用開始となる食品表示基準などの新たな表示制度が円滑に実施されるよう、酒類製造者等に対し制度の周知等に努める。

③　酒類業組合等に対する適切な指導

酒類業組合等に対しては、運営の適正性の確保並びに団体機能及び活動の強化・充実を図る観点から、その自主的な活動を基本としつつ、必要な助言・支援を行うとともに、適切に指導する。

○　酒類業組合の状況（局所管組合を本書、署所管組合をカッコ書）

	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
製　造	・千葉県酒造組合	・東京都酒造組合連合会 ・東京都酒造組合 （東京七島酒造組合）	・神奈川県酒造組合	・山梨県酒造組合 ・山梨県ワイン酒造組合
卸　売	・千葉県卸酒販組合	・東京都卸売酒販組合	・神奈川県卸売酒販組合	・山梨県卸酒販組合
小　売	・千葉県小売酒販組合連合会 （税務署所管14組合）	・東京小売酒販組合	・神奈川県小売酒販組合連合会 ・横浜小売酒販組合 ・川崎小売酒販組合 ・神奈川県央小売酒販組合 （税務署所管６組合）	・山梨県小売酒販組合連合会 （税務署所管５組合）

④　消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査等

酒類業者における転嫁拒否等の行為や転嫁阻害表示に係る実態把握に努めるとともに、違反行為については「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき厳正に対処する。

(3)　人材育成

酒類の取引状況等実態調査及び酒類の表示事項確認調査においては、経験の浅い酒類指導官付職員の同行指導について積極的に実施する。

事務運営の概要等

課税第二部　統括国税調査官（酒税担当）

1　基本的な考え方

統括国税調査官（酒税担当）は、局長が指定する酒類製造場等に対する酒税調査事務を行っている。

酒税調査に当たっては、鑑定官室との連携を図り、酒類に関する技術的に高度な問題等については独立行政法人酒類総合研究所との連携にも配意して実施するほか、酒類業調整官又は酒類指導官が実施する酒類の表示事項確認調査との連携を図る。

また、酒税実務経験の浅い職員に対する計画的な指導育成の観点から、酒税調査への同行指導にも十分に配意する。

2　令和元事務年度の事務運営

(1)　酒税調査

酒税調査については、現行のグループ区分の下、酒類製造者の管理の充実を図り、調査必要度の高い酒類製造者を優先的に選定するとともに、的確な進行管理を行い、効果的・効率的に深度ある調査を実施する。

なお、隠蔽又は仮装の端緒を把握した場合には、必要に応じて取引先に対する反面調査を実施し、その事実が認められた場合には重加算税を賦課するなど厳正に対処する。

また、大規模酒類製造者については、国税局連携調査対象者として一元的な納税者管理を行い、他の国税局と適切に連携しつつ、当局が取りまとめ局等となり、関係各局をリードしながら調査を進め、当局及び関係各局の非違事項を速やかに集約した上で本社指導を実施する。

(2)　犯則調査

酒税調査の際に、酒類等の無免許製造に係る端緒を把握した場合など、犯則調査を実施する必要があるときには、国税通則法第74条の８の規定を踏まえ、犯則嫌疑者等に対し犯則事件の調査であることを明確に伝えた上で実施する。

(3)　人材育成

経験の浅い酒類指導官付職員に対する同行指導については、統括国税調査官（酒税担当）への長期併任（４週間）及び短期併任（２週間）により、引き続き効果的に実施する。

事務運営の概要等

課税第二部鑑定官室

1　基本的な考え方

鑑定官室は、間接国税の適正かつ公平な賦課の実現、及び酒類業の健全な発達の促進を図るため、関係各課部門及び独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）との緊密な連携の下、①間接国税課税物件の分析・鑑定、②酒類業の発達・改善に関する技術的事務、③酒類の品質・安全性の確保に関する技術的事務を行っている。

2　令和元事務年度の事務運営

(1)　分析・鑑定事務の的確な実施

酒類、自動車ガソリン等間接国税課税物件の分析・鑑定事務については、引き続き関係各課部門と密接に連携を取りつつ、また酒類総研とも必要に応じて連携し、高い信頼性の確保に努め、迅速かつ的確に実施する。

特に、酒類の製造方法が多様化している現状を踏まえ、新製品等、機動的に対応する必要があるものについては、関係各課と連携して成分及び製造方法に関する効率的な情報収集に努め、的確な分析鑑定事務を実施する。

さらに、酒税・揮発油税調査や製造免許に係る現場確認等における技術的事項に関し、主務課の事務を支援する。

○　平成30事務年度 分析・鑑定状況（令和元年6月4日現在）

区　分	項　　目	点　数
酒税関係	課税・犯則判定物件	3
	全国市販酒類調査	214
	期限付免許者が製造した酒類の品質審査	183
	小　　計	400
揮発油税関係	課税・犯則判定物件	449
	自動車ガソリン性状調査	16
	小　　計	465
合　　計		865

(2) 酒類の安全性確保と品質向上への取組

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図るため、酒税課及び酒類総研とも連携し適切な事務の実施に努める。

また、引き続き酒類の放射性物質の分析を実施し、結果を継続的に公表するとともに、輸出用酒類に係る分析については、酒税課及び酒類総研と連携して、迅速な処理に努める。

○ 平成30事務年度 放射性物質の分析状況（令和元年6月4日現在）

内　容	点　数
全国市販酒類調査	36
輸出用酒類の証明書関係	49
合　　計	85

(3) 酒類製造技術指導の的確な実施

全国市販酒類調査の結果等を踏まえつつ、実施効果の検証を的確に行い、計画的かつ効果的な事務の実施に努める。特に、酒類製造者のアルコール等の分析の精確さや酒類の安全性を確保するために必要な指導については、確実に実施する。

(4) 酒類業者に対する技術的な支援

酒類業界や地域の公設試験研究機関等との連携を強化し、地域の風土と技術を活かした技術支援等を推進する。また、酒類業者の抱える技術的課題を的確に把握し、速やかな解決が図れるよう、酒類製造者の技術力の強化に対する適切な支援を行う。

○ 平成30事務年度 技術指導／技術相談件数（令和元年6月4日現在）

区　分	指導	相談
清酒	19	82
焼酎	0	20
ビール・発泡酒	2	13
果実酒・甘味果実酒	5	9
ブランデー	0	0

区　分	指導	相談
その他の醸造酒	0	28
リキュール	2	5
その他	0	3
合計	28	160

(5) 局主催酒類鑑評会の実施

酒造技術基盤強化と管内で自醸された酒類に対する認知度の向上を図り、もって酒

類業の健全な発達に資することを目的として、酒類鑑評会を開催する。これまでと同様に、清酒（吟醸部門、純米吟醸部門、燗酒部門及び純米燗酒部門）、本格焼酎及びビール等を対象として開催することを予定している。

また、酒類鑑評会における英文賞状の授与及び審査結果の英文ホームページによる公表については引き続き取り組む。

○　平成30年 酒類鑑評会の出品・入賞状況

部　門		出品場数	入賞場数
清酒	吟醸	29	11
	純米吟醸	33	13
	燗酒	26	10
	純米燗酒	37	14
本格焼酎		11	4
ビール・発泡酒		20	

○　令和元年 酒類鑑評会の日程（案）

審査等	期　日	場　所
審査	9月24日（火）、25日（水）及び27日（金）	東京国税局9階鑑定官室
製造技術研究会（関係者への公開）	10月29日（火）	東京国税局4階第7～9会議室
表彰式	10月29日（火）	東京国税局1階第10会議室B

(6)　その他

酒税関係職員育成のため、各種実務研修等の開催に協力する。

3　鑑定指導室の事務

鑑定指導室は当局鑑定官室に所属しているが、その事務運営は国税庁課税部鑑定企画官の総括の下で行っている。

主要事務は、清酒製造状況等調査、全国市販酒類調査等の全国的な調査の集計・解析、酒税及び揮発油税等関係の分析技術の検討・開発、各国税局鑑定官室が行う分析・鑑定事務の管理点検、その他鑑定企画官の指示する事務である。

なお、鑑定指導室は平成28年3月に北区滝野川から大手町合同庁舎3号館（庁舎移転

前の当局鑑定官室、千代田区大手町１－３－３）に仮移転したが、令和３年２月に「林野庁関東森林管理局東京事務所」（江東区東陽６－12－１）へ再度移転する予定である

○　移転スケジュール

既済	平成30年	４月	関東財務局へ入居申請
		６月	入居承認
	令和元年	５月	概算要求
予定	令和２年	６月	内装工事着工
	令和３年	２月	工事完了・移転
		３月	３号館退去期限

参考（法人）－1　事務運営の推移等

（法人税・消費税関係）

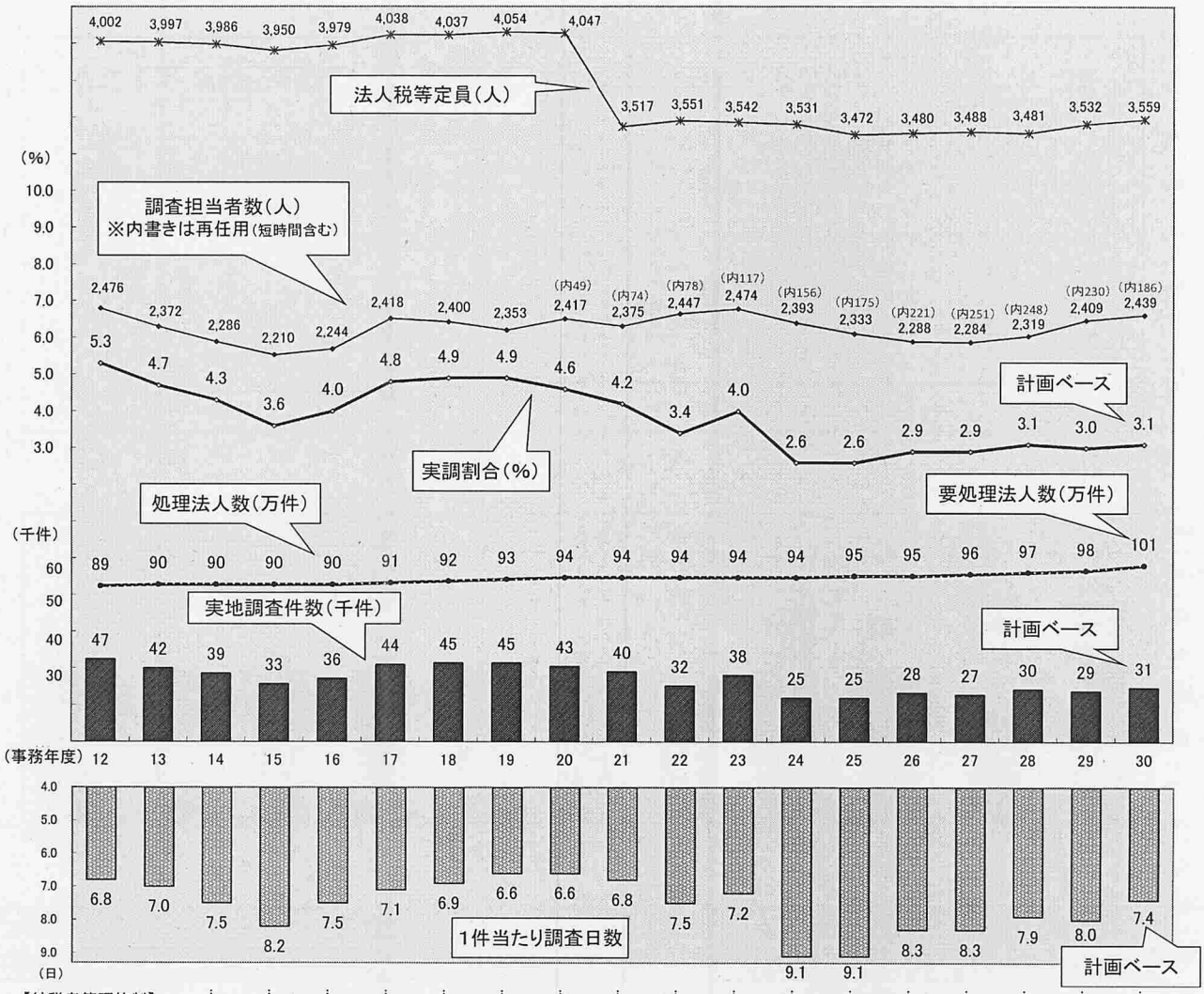

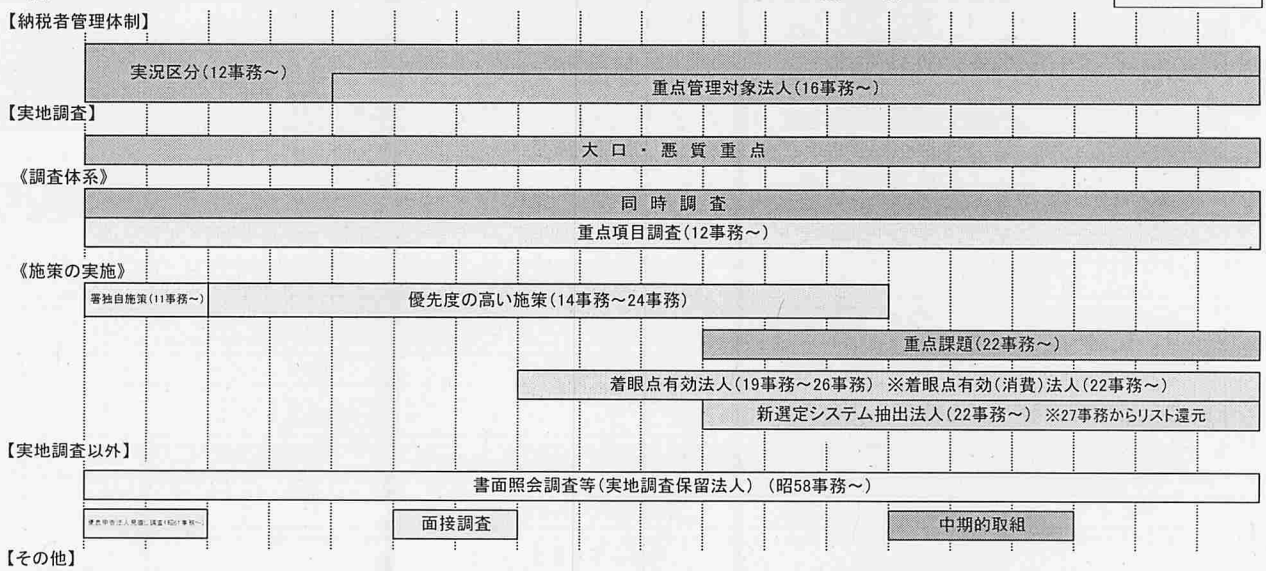

【その他】

- ○ 機動官の設置（42）
- ○ 優良申告法人制度の導入（43）
- ○ 特別管理部門の設置（47）
- ○ 署特別国税調査官の設置（49）
- ○ 申告書封入事務の外部委託（53）
- ○ 前期多額更正法人等の指導（57～11）
- ○ 局法人税課PTの創設（58～11）
- ○ 機構改革（3）
- ○ 国際調査情報官の設置（3）
- ○ 調査指導特官の設置（4～14）
- ○ 機械化調査情報官の設置（8）
- ○ 特別調査情報官の設置（9）
- ○ KSKシステムの東京局一局拡大（9）
- ○ 調査筆頭部門の位置付けの明確化（13）
- ○ KSKシステムの全国拡大（13）
- ○ 公益法人担当部門の設置（13～17）
- ○ 新書面添付制度の運用（14）
- ○ 調査指導部門の設置（15～16）
- ○ e-Taxの導入（16）
- ○ 指導育成委員会の設置（17）
- ○ 登記事項情報のMT収集開始（17）
- ○ 準備調査表兼調査経過書制定（18）
- ○ 指導育成カードの制定（18）
- ○ 公益法人担当特官の設置（18）
- ○ 着眼点有効法人による選定（19）
- ○ 国際、IT、調査・伝承担当特官の設置（20）
- ○ 内部事務一元化の全署実施（21）
- ○ 法人調査選定会議の導入（21）
- ○ リード役の設置（21）
- ○ 重点課題の策定（22）
- ○ 新選定システムを活用した調査選定（22）
- ○ 局調査選定PTの創設（23～24）
- ○ シニアアドバイザーの設置（局）（23）
- ○ 調査技能を有する職員（匠）の指名（23～26）
- ○ 誤編てつ確認作業（23）
- ○ 連結担当特官の設置（24）
- ○ 改正通則法の施行（24）
- ○ 消費税調査専担者の設置（25）
- ○ 特別管理部門と調査筆頭部門の統合・拡大（26）
- ○ 伝承SAの設置（署）（27）
- ○ 海外取引重点調査担当者の設置（29）
- ○ 特別調査担当特官の設置（30）
- ○ 高階級法人調査専担部門の設置（30）

参考（法人）－２　事務運営の推移等

（源泉所得税関係）

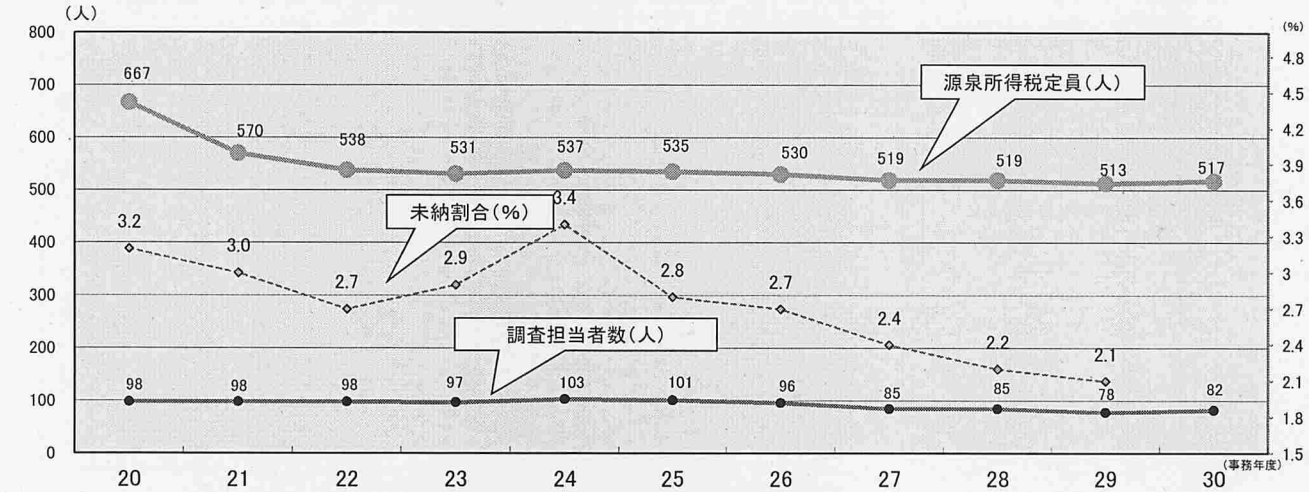

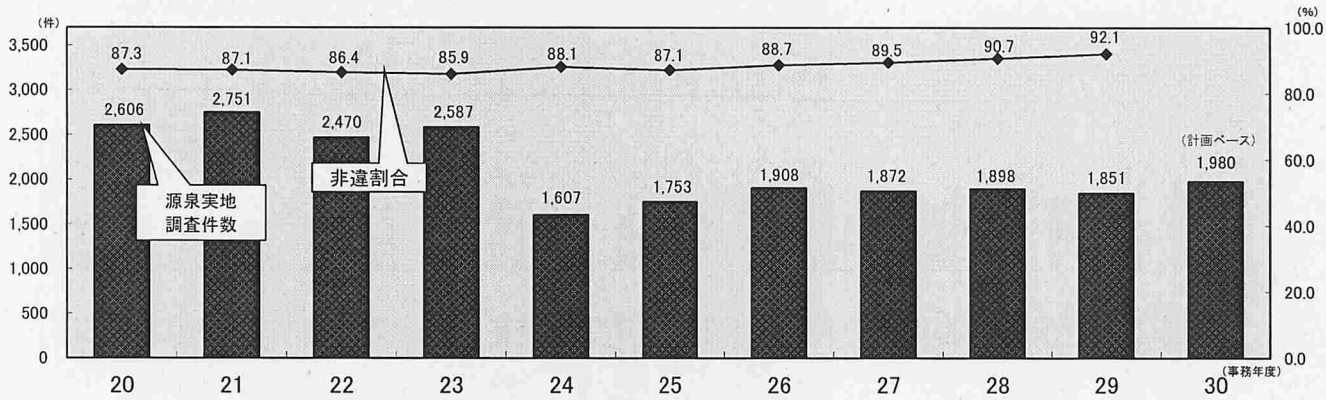

○　課税事績の推移等

区分 / 事務年度	要申告法人数	申告法人数	割合	有所得申告 繰欠控除後	割合	有所得申告 繰欠控除前	割合	申告所得金額	申告欠損金額	繰越欠損金額	有所得1件当たりの所得金額	無所得1件当たりの欠損金額	繰欠保有1件当たりの繰欠金額
	件	件	%	件	%	件	%	百万円	百万円	百万円	千円	千円	千円
21	977,056	840,883	86.1	204,651	24.3	377,656	44.9	4,493,382	5,845,767	19,562,908	21,734	9,055	32,806
22	975,612	837,703	85.9	200,247	23.9	398,500	47.6	4,608,355	4,436,849	21,340,405	22,730	6,843	35,465
23	970,289	835,917	86.2	204,611	24.5	423,998	50.7	4,954,917	4,067,683	21,943,558	23,912	6,328	36,506
24	973,293	838,553	86.2	217,041	25.9	446,616	53.3	5,320,288	3,719,655	20,183,924	24,237	5,884	34,078
25	979,226	843,289	86.1	231,323	27.4	459,800	54.5	5,894,716	3,418,420	19,316,792	25,191	5,490	33,088
26	984,057	853,791	86.8	247,241	29.0	474,064	55.5	6,377,098	3,898,950	18,818,667	25,398	6,321	32,583
27	993,533	867,697	87.3	263,775	30.4	481,257	55.5	6,946,078	3,380,658	18,686,258	25,673	5,501	32,466
28	1,004,090	882,098	87.9	278,696	31.6	493,654	56.0	7,701,395	3,196,588	23,590,249	27,022	5,206	41,024
29	1,014,525	897,026	88.4	293,391	32.7	507,775	56.6	8,482,591	2,912,845	17,776,019	28,415	4,741	30,967
30	700,898	612,068	87.3	199,183	32.5	343,673	56.1	4,749,930	1,891,694	9,775,687	23,432	4,485	24,825

（注）1　調査部所管法人の事績は含まない。
　　2　平成30事務年度については、平成31年３月末の状況である。

ＫＳＫ法人税申告状況集計表

法人税申告状況集計表　その１

○　調査事績（調査態様別）の推移等

区分	事務年度	全税目 調査日数	全税目 調査件数	消費税 調査件数	消費税 更・修正割合	消費税 追徴本税額	法人税 調査件数	調査全年分増差額 増差所得	調査全年分増差額 不正所得	調査全年分増差額 追徴本税額	更・修正割合	不正発見割合	重加適用割合	1件当たり 増差所得	1件当たり 不正所得	1件当たり 追徴本税額	源泉所得税 非違割合	源泉所得税 税額	印紙税 非違割合	印紙税 税額
		件	件	件	%	百万円	件	百万円	百万円	百万円	%	%	%	千円	千円	千円	%	百万円	%	百万円
同時	21	214,763	24,575	23,295	55.9	6,863	24,571	180,512	81,489	32,916	74.3	21.8	16.0	7,347	3,316	1,340	32.8	5,862	8.2	126
	22	195,029	20,572	19,448	57.7	6,334	20,569	221,882	49,606	28,082	75.2	21.2	15.2	10,787	2,412	1,365	31.3	4,384	9.3	120
	23	220,065	24,457	23,008	55.8	7,146	24,449	149,270	58,384	26,068	73.8	20.0	13.6	6,105	2,388	1,066	30.4	4,772	9.8	124
	24	186,428	17,123	16,260	58.0	5,119	17,113	124,344	44,393	22,053	75.4	18.7	13.0	7,266	2,954	1,289	31.0	3,954	10.5	129
	25	183,201	16,686	15,983	56.7	4,539	16,684	93,355	37,102	16,516	73.9	18.9	12.7	5,595	2,224	990	31.4	3,957	11.9	110
	26	181,231	17,940	17,294	58.4	5,286	17,939	105,997	41,152	18,982	75.2	20.7	14.3	5,909	2,294	1,058	31.6	3,535	12.4	115
	27	180,415	17,996	17,352	60.8	7,322	17,988	101,380	42,270	17,640	76.9	22.3	14.4	5,636	2,350	981	33.7	3,898	14.2	101
	28	183,442	18,939	18,195	61.4	15,354	18,936	111,304	52,230	16,870	77.2	23.5	15.7	5,878	2,758	891	35.2	4,218	14.9	124
	29	183,161	18,931	18,176	62.6	10,208	18,931	110,815	62,460	18,801	79.0	25.6	17.5	5,854	3,299	993	36.6	4,351	14.1	125
	30	139,730	15,459	14,899	61.2	8,286	15,457	102,228	49,996	17,004	79.0	24.6	17.7	6,614	3,234	1,100	35.5	4,429	14.5	70
重点	21	56,656	15,314	14,225	50.2	2,667	15,249	28,239	5,443	2,352	61.3	13.5	6.9	1,852	357	154	24.2	856	6.0	33
	22	44,112	11,205	10,414	52.0	1,839	11,030	19,865	4,231	1,545	60.0	13.5	6.4	1,801	384	140	23.8	573	6.2	21
	23	52,346	13,307	12,381	49.8	1,681	13,139	22,081	3,988	1,815	58.9	13.1	5.5	1,681	304	138	22.8	512	6.2	22
	24	38,109	7,654	7,155	52.4	1,312	7,524	24,405	6,453	1,813	61.9	11.2	5.6	3,244	858	241	23.6	447	7.0	17
	25	43,450	8,289	7,749	52.6	1,417	8,281	12,053	3,465	968	62.7	12.0	5.7	1,456	418	117	24.6	489	7.8	22
	26	48,843	9,774	9,240	53.8	1,157	9,713	15,904	3,879	1,344	63.9	13.6	6.6	1,637	399	138	26.1	623	9.1	21
	27	45,349	9,354	8,924	55.2	1,620	9,309	13,294	3,914	1,322	64.3	13.6	6.6	1,428	420	142	26.1	500	10.1	23
	28	51,592	10,749	10,268	56.4	2,144	10,701	14,666	4,145	1,444	65.9	14.5	6.9	1,371	387	135	27.1	571	10.4	20
	29	51,300	10,504	10,011	57.5	2,390	10,462	12,092	3,609	1,290	66.7	15.1	7.3	1,156	345	123	28.4	683	9.7	21
	30	29,733	6,303	5,998	53.2	1,685	6,281	8,428	2,839	856	64.1	14.4	7.3	1,342	452	136	27.6	383	10.4	11
合計	21	271,419	39,889	37,520	53.8	9,530	39,820	208,751	86,932	35,268	69.3	18.6	12.5	5,242	2,183	886	29.5	6,718	7.3	159
	22	239,141	31,777	29,862	55.7	8,173	31,599	241,747	53,837	29,627	69.9	18.5	12.1	7,650	1,704	938	28.7	4,957	8.2	141
	23	272,411	37,764	35,389	53.7	8,827	37,588	171,351	62,372	27,883	68.6	17.6	10.8	4,559	1,659	742	27.7	5,284	8.6	146
	24	224,537	24,777	23,415	56.2	6,431	24,637	148,749	50,846	23,866	71.3	16.4	10.7	6,038	2,064	969	28.8	4,401	9.4	146
	25	226,651	24,975	23,732	55.4	5,956	24,965	105,409	40,567	17,484	70.2	16.6	10.4	4,222	1,625	700	29.1	4,446	10.5	132
	26	230,074	27,714	26,534	56.8	6,443	27,652	121,901	45,031	20,326	71.2	18.2	11.6	4,408	1,628	735	29.6	4,158	11.2	136
	27	225,765	27,350	26,276	58.9	8,942	27,297	114,674	46,185	18,962	72.6	19.3	11.8	4,201	1,692	695	31.1	4,399	12.8	124
	28	235,034	29,688	28,463	59.6	17,498	29,637	125,970	56,375	18,314	73.1	20.3	12.5	4,250	1,902	618	32.3	4,788	13.3	144
	29	234,461	29,435	28,187	60.8	12,598	29,393	122,907	66,070	20,090	74.6	21.9	13.9	4,182	2,248	683	33.7	5,034	12.5	147
	30	169,463	21,762	20,897	58.9	9,971	21,738	110,655	52,835	17,860	74.7	21.7	14.7	5,090	2,431	822	33.2	4,812	13.3	80

(注) 1　署所管法人の事績を示す。
2　局特・総合・査察事案を除く。
3　各数値はＫＳＫデータによる。
4　平成30事務年度は、平成30年７月～平成31年４月の実績である。

法人税処理状況集計表　その１・その２
ＫＳＫ階級別処理の状況
法人税及び消費税の処理状況集計表
ＫＳＫ法人税階級別の調査の状況
消費税固有の非違の把握状況
ＫＳＫ消費税階級別の調査の状況
実地調査の状況

○　未納者の推移

項目 ＼ 事務年度	未納者数	過年分未納者	超大口未納者	未納割合
	①　件	②　件	③　件	④　%
21	30,531	9,945	1,455	3.0
22	27,299	10,236	1,092	2.7
23	28,877	10,672	1,185	2.9
24	32,899	12,988	1,207	3.4
25	27,526	9,473	998	2.8
26	26,214	8,024	975	2.7
27	23,612	7,221	965	2.4
28	21,241	6,089	911	2.2
29	20,140	5,787	963	2.1
30	45,233	29,797	1,654	4.6

源泉所得税処理状況報告書　その１の２

○　源泉実地調査の推移

項目 ＼ 事務年度	調査事績				分析		
	調査件数	非違件数	調査日数	追徴税額	非違割合	1件当たり	
						調査日数	追徴税額
	①　件	②　件	③　日	④　百万円	⑤　%	⑥　日	⑦　千円
21	2,751	2,395	22,649	7,181	87.1	8.2	2,610
22	2,470	2,133	21,563	6,528	86.4	8.7	2,643
23	2,587	2,222	22,658	6,406	85.9	8.8	2,476
24	1,607	1,416	17,542	5,185	88.1	10.9	3,227
25	1,753	1,526	19,212	3,882	87.1	11.0	2,214
26	1,908	1,692	19,500	4,556	88.7	10.2	2,388
27	1,872	1,676	19,411	18,849	89.5	10.4	10,069
28	1,898	1,721	19,449	5,056	90.7	10.2	2,664
29	1,851	1,704	19,333	7,101	92.1	10.4	3,836
30	1,411	1,285	14,043	3,914	91.1	10.0	2,774

源泉所得税処理状況集計表　その１

（注）１　平成29事務年度以前は、各年６月末の数値である。
　　２　平成30事務年度は、平成31年４月末の数値である。

○　消費税課税事績

区分	年	個人 納税申告	対前年比	簡易課税	対前年比	還付申告	対前年比	計	対前年比	法人 納税申告	対前年比	簡易課税	対前年比	還付申告	対前年比	計	対前年比
		件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
申告件数	19	293,055	96.1	198,032	96.3	7,017	99.2	300,072	96.1	577,609	99.4	176,516	98.0	49,253	102.5	626,862	99.6
	20	286,936	97.9	193,008	97.5	7,449	106.2	294,385	98.1	574,683	99.5	173,421	98.2	50,027	101.6	624,710	99.7
	21	284,859	99.3	191,298	99.1	7,972	107.0	292,831	99.5	569,801	99.2	170,528	98.3	49,860	99.7	619,661	99.2
	22	275,049	96.6	184,495	96.4	7,043	88.3	282,092	96.3	561,368	98.5	167,274	98.1	48,688	97.6	610,056	98.4
	23	248,682	90.4	166,740	90.4	6,013	85.4	254,695	90.3	545,806	97.2	164,886	98.6	46,170	94.8	591,976	97.0
	24	235,575	94.7	155,509	93.3	5,557	92.4	241,132	94.7	538,562	98.7	161,566	98.0	44,769	97.0	583,331	98.5
	25	230,025	97.6	150,464	96.8	5,893	106.0	235,918	97.8	536,099	99.5	159,256	98.6	46,112	103.0	582,211	99.8
	26	230,373	100.2	148,687	98.8	6,715	113.9	237,088	100.5	538,063	100.4	157,285	98.8	50,053	108.5	588,116	101.0
	27	231,730	100.6	147,178	99.0	7,304	108.8	239,034	100.8	541,584	100.7	155,812	99.1	53,509	106.9	595,093	101.2
	28	234,677	101.3	146,597	99.6	7,619	104.3	242,296	101.4	546,816	101.0	153,179	98.3	56,132	104.9	602,948	101.3
	29	235,496	100.3	145,245	99.1	7,942	104.2	243,438	100.5	550,178	100.6	150,984	98.6	59,099	105.3	609,277	101.0
	30					集計中											
		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
申告税額	19	114,656	97.7	56,014	97.7	10,236	130.3	104,420	95.3	4,347,435	99.7	79,819	99.4	1,627,215	110.1	2,720,220	94.5
	20	110,175	96.1	53,694	95.9	8,638	84.4	101,537	97.2	4,313,233	99.2	72,167	90.4	1,452,429	89.3	2,860,804	105.2
	21	103,764	94.2	50,114	93.3	8,666	100.3	95,098	93.7	4,309,355	99.9	62,960	87.2	1,073,665	73.9	3,235,690	113.1
	22	100,206	96.6	48,395	96.6	6,786	78.3	93,420	98.2	4,325,011	100.4	59,936	95.2	1,214,221	113.1	3,110,789	96.1
	23	95,316	95.1	46,220	95.5	4,441	65.4	90,875	97.3	4,195,114	97.0	62,666	104.6	1,204,316	99.2	2,990,797	96.1
	24	94,393	99.0	45,620	98.7	4,342	97.8	90,051	99.1	4,196,439	100.0	62,352	99.5	1,128,974	93.7	3,067,465	102.6
	25	94,062	99.7	45,188	99.1	5,440	125.3	88,622	98.4	4,275,818	101.9	64,022	102.7	1,229,022	108.9	3,046,796	99.3
	26	131,570	139.9	63,145	139.7	8,743	160.7	122,827	138.6	6,259,807	146.4	81,572	127.4	2,160,825	175.8	4,098,981	134.5
	27	147,320	112.0	70,134	111.1	11,118	127.2	136,202	110.9	6,919,877	110.5	96,706	118.6	2,134,274	98.8	4,785,603	116.8
	28	152,554	103.6	73,268	104.5	10,145	91.2	142,408	104.6	7,375,055	106.6	97,181	100.5	2,235,731	104.8	5,139,324	107.4
	29	153,568	100.7	73,000	99.6	11,458	112.9	142,109	99.8	7,592,168	102.9	98,043	100.9	2,387,961	106.8	5,204,207	101.3
	30					集計中											

（注）1　各年分は、その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した課税期間について、翌年6月30日までの申告（国、地方公共団体等については翌年9月30日までの申告を含む。）又は処理（更正、決定等）の事績である。

2　「申告税額」欄は、地方消費税（譲渡割額）を含まない。

3　「申告税額」欄の「計」欄は、納税申告税額から還付申告税額を控除したものである。

東京国税局統計書（消費税課税状況）

参考(消費)－２　事務運営の推移等（間接諸税関係）

【印紙税単独調査】

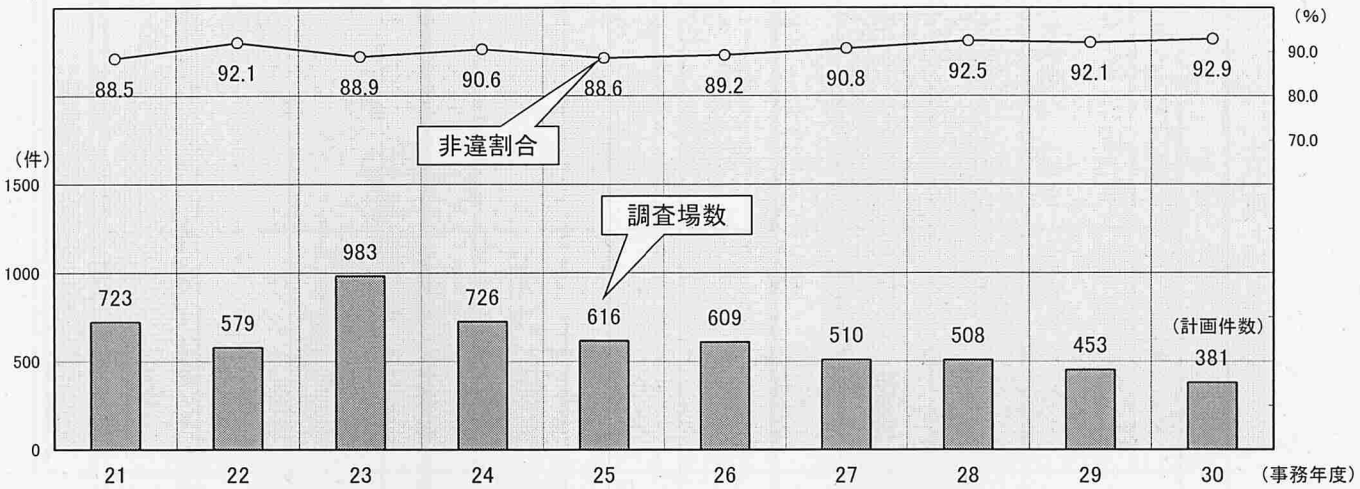

（注）　平成30事務年度の「非違割合」及び「調査場数」は、平成31年４月末の数値である。

【印紙税同時処理：法人課税部門】

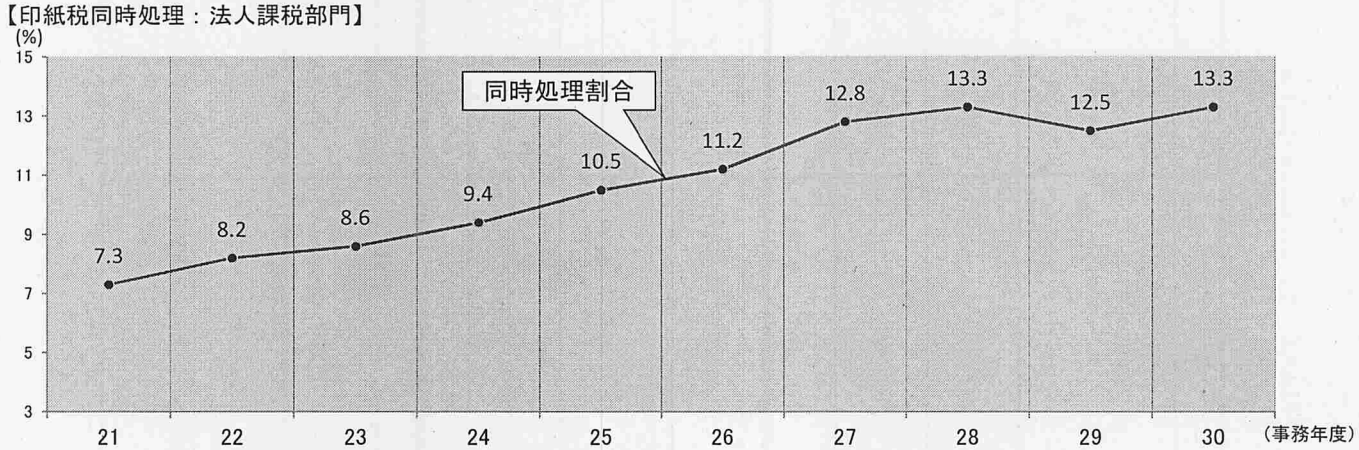

（注）　平成30事務年度の「同時処理割合」は、平成31年４月末の数値である。

【印紙税単独調査】

（注）令和元事務年度から、[redacted]に変更している。

【印紙税同時処理】

所得税等調査や法人税等調査の際に実施

【揮発油税・地方揮発油税】

揮発油税関係製造場等に対する
実態確認

揮発油税探聞資料の収集
市販ガソリンの買上げ

【航空機燃料税・石油ガス税】

石油ガス税
実態確認

申告者に対する実地調査
（循環接触）

[redacted]から無申告と認められる者への調査

【その他】

- ○　たばこ特別税創設（10）・国際観光旅客税創設（30）
- ○　自動車重量税廃車還付開始・局集中処理（16）
- ○　たばこ税及びたばこ特別税・全製造場等局所管(13)
- ○　石油石炭税・全製造場等局所管（13）
- ○　局調査部門（間接諸税担当）に監視情報担当者配置(13)
- ○　消費税課に諸税第４係創設（30）※監視情報担当は廃止
- ○　調査手続の法定化（24）
- ○　印紙税電子申告開始（16）
- ○　内部事務一元化全署実施（21）
- ○　印紙税納付計器実態確認（11・14・17・20・23・29）
- ○　書式表示申告者への書面照会[中期的取組]（26・27・28）
- ○　印紙税に係る書面照会（29・30）
- ○　たばこ税手持品課税（10・15・18・22・30）
- ○　たばこ税（紙巻たばこ三級品）手持品課税（27・28・29）

〔調査事績の推移〕

○ 印紙税単独調査事績

事務年度	単独調査事績								分析					
	調査場数	処理済調査日数	非違発見場数		不納付等通数		不納付等税額		非違割合	1場当たり調査日数	非違1場当たり		調査1日当たり	
				内3倍等		内3倍等		内3倍等			通数	税額	通数	税額
	（場）	（人日）	（場）	（場）	（通）	（通）	（千円）	（千円）	（%）	（人日）	（通）	（千円）	（通）	（千円）
21	723	2,535	640	16	1,686,822	679	591,504	3,530	88.5	3.5	2,636	924	665	233
22	579	2,066	533	31	1,134,898	15,385	389,848	13,555	92.1	3.6	2,129	731	549	189
23	983	3,609	874	27	1,128,001	1,501	516,857	5,777	88.9	3.7	1,291	591	313	143
24	726	3,080	656	19	801,570	4,542	322,619	4,745	90.6	4.2	1,222	492	260	105
25	616	3,133	546	6	802,074	353	289,441	4,950	88.6	5.1	1,469	530	256	92
26	609	2,681	543	6	841,389	23	400,104	356	89.2	4.4	1,550	737	314	149
27	510	2,298	463	5	661,351	160	202,614	368	90.8	4.5	1,424	438	288	88
28	508	2,313	470	4	526,273	12	214,065	178	92.5	4.6	1,120	455	228	93
29	453	1,921	417	4	415,878	10	209,082	99	92.1	4.2	997	501	217	109
30	295	1,349	274	10	372,456	1,113	154,109	6,735	92.9	4.6	1,359	562	276	114

（注） 平成30事務年度は、平成31年４月末の数値である。

間接諸税関係事務事績報告書

法人税等処理状況報告

〔課税事績の推移〕

○　間接諸税課税事績の推移

（単位：件、百万円）

区分 / 年度	たばこ税 たばこ特別税		揮発油税 地方揮発油税		航空機燃料税		石油ガス税		石油石炭税		印紙税		電源開発促進税		国際観光旅客税	
	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高	課税人員	課税高
21	99	133,618	231	947,131	829	63,307	4,170	7,654	132	459	59,781	117,391	12	108,469	－	－
22	24,948	143,990	237	995,817	895	76,579	4,015	7,359	131	445	59,469	114,312	12	115,308	－	－
23	81	138,453	253	941,370	787	51,198	3,917	6,907	125	436	59,273	111,899	12	104,216	－	－
24	86	140,598	227	938,950	786	52,415	3,924	6,583	111	485	60,048	112,083	12	106,281	－	－
25	93	140,205	231	917,474	799	54,539	3,942	6,277	115	531	59,590	111,889	12	105,330	－	－
26	93	132,965	230	916,133	660	54,503	3,981	5,986	141	631	59,905	99,669	12	103,650	－	－
27	90	131,785	214	912,213	491	53,054	3,925	5,773	120	636	61,127	98,881	12	101,726	－	－
28	13,167	122,780	224	908,338	420	52,250	3,875	5,501	120	689	61,798	97,221	12	102,333	－	－
29	13,343	106,201	194	891,079	420	53,120	3,799	5,293	120	692	61,551	96,430	12	104,256	－	－
30	16,223	105,146	209	856,007	517	52,965	3,723	4,870	108	663	61,441	93,882	12	104,087	76	700

（注）1　各年度分は、その年の４月１日から翌年３月31日までの申告又は処理に係る課税事績である。
ただし、印紙税及び国際観光旅客税は上記期間における現金納付分である。

2　課税人員は、納付税額のあった申告書等の延べ件数である。

3　「たばこ税及びたばこ特別税」欄は、たばこ税の手持品課税に係る数値を含む。

4　国際観光旅客税（平成31年１月７日施行）は、平成31年１月分（平成31年３月納付分）が平成30年度の課税高として集計されている。
国内事業者数は79者であるが、３者は平成31年１月中の運航がないことから、課税人員は76件となっている。

5　平成30年度は速報値である。

ＫＳＫ課税高集計表

東京国税局統計書

酒税関係事務運営の目標と取組方針

目標：酒税の適正な課税の実現・酒類業の健全な発達

免許制度の下で自主的に適正な申告と納税が行われる体制を維持するとともに、消費者利益に配意しつつ酒類業の健全な発達を図ることにより、酒税の円滑な確保を図る。

令和元事務年度　酒税関係事務運営の基本的考え方

酒税関係事務については、これまでの各事務の実施状況や管内事情等を的確に分析・評価して、引き続き、免許申請の処理をはじめとする事務の効率化を徹底するとともに、休業中の酒類販売場等の適切な管理や調査検査事務の一層の充実を図る。

また、酒類業組合等に対する適切な指導や日本産酒類の輸出環境整備など、酒類業の健全な発達を促進するための各種施策を実施する。

併せて、各種の人材育成策を通じて、酒税関係事務の後継者育成に配意する。

事務の取組方針

酒税の適正な課税の実現

免許関係事務

対象署の巡回により相談等に適切に対応

○申請等の処理　指導官
- 申請者等の立場に立った親切・丁寧な相談
- 多数の申請が見込まれることから、適正かつ迅速に処理

○免許者の管理　指導官
- 休業場の実態を的確に把握して、自主的な取消のしょうよう及び強制取消を推進

調査検査事務

センター指導官は調査専担部門（広々域運営）

○酒税調査・犯則調査　指導官　局調査部門
- グループ区分による接触体系に基づく調査の実施状況を分析・評価し、効果的、効率的な調査を実施
- 記帳指導等を通じた酒類業者の法令遵守の維持・向上
- 仮装・隠ぺいの事実が認められた場合重加算税を賦課
- 不正が認められた場合等は、犯則調査を視野に入れて厳正に対処
- 鑑定官室との連携及び酒税事務経験の浅い職員の調査検査への同行指導

酒類業の健全な発達

産業行政施策等

酒類行政の基本的方向性に沿って酒類業の振興に取り組む

○各種施策等　調整官　指導官
- 社会経済情勢の変化に対応しつつ、実施主体や官民の役割分担に配意して適切に実施

○酒類産業振興

○消費税率の引上げに伴う転嫁対策

○取引状況等実態調査　調整官　指導官
- 基準施行後の価格動向等を踏まえ、市場での影響力が大きい酒類業者及び廉売等の情報のある業者を優先的に実施
- 基準に違反すると思料される場合、「指示」等を視野に積極的に影響調査を実施

※「酒類の公正な取引に関する基準」の周知・啓発

○表示事項確認調査等　調整官　指導官
- 酒類の品質の確保、消費者の利益に資するため、表示義務、表示基準の遵守状況を調査

○販売管理調査　調整官　指導官
- 社会的要請に対応するため、表示基準が遵守されていない販売場や新規免許者を優先実施
- 大手酒類業者に対しては、調整官が本部指導を実施

参考(酒) - 2　酒類の製造・販売業免許場数の推移

免許区分	区分 / 品目	東京局 平成29年3月末 免許場数	東京局 平成29年3月末 内試験	東京局 平成30年3月末 免許場数	東京局 平成30年3月末 内試験	30年/29年	東京局 平成30年3月末 製造場数	東京局 平成30年3月末 構成比	全国 平成30年3月末 製造場数	全国 平成30年3月末 構成比	全国に占める東京局の割合(平成30年3月末)
		場		場		%	場	%	場	%	%
製造免許	清酒	94	15	94	14	100.0	81	23.2	1,594	47.8	5.1
	連続式蒸留焼酎	15	9	15	9	100.0	3	0.9	36	1.1	8.3
	単式蒸留焼酎	56	16	56	15	100.0	13	3.7	371	11.1	3.5
	ビール	41	11	43	11	104.9	27	7.7	187	5.6	14.4
	果実酒	124	21	130	21	104.8	107	30.7	355	10.7	30.1
	その他	910	150	946	145	104.0	118	33.8	790	23.7	14.9
	計	1,240	222	1,284	215	103.5	349	100.0	3,333	100.0	10.5
全酒類卸売業免許		935		935		100.0			免許場数 5,198		18.0
一般酒類小売業免許		35,661		35,455		99.4			免許場数 172,083		20.6

(注) 1　製造場数欄には、各製造場における主たる製造品目を場数として計上している。
　　 2　酒税統計資料より作成した。

参考(酒)－3　東京国税局管内の酒税課税等状況表

区分	東京局								全国		東京局のウェイト	
	課税数量				課税額				課税数量	課税額	29年度全国比課税数量	29年度全国比課税額
	平成29年度		平成30年度(速報)		平成29年度		平成30年度(速報)		平成29年度	平成29年度		
品目	①	構成比	②	構成比	③	構成比	④	構成比	⑤	⑥	①／⑤	③／⑥
	kl	%	kl	%	百万円	%	百万円	%	kl	百万円	%	%
清酒	33,545	2.4	33,971	2.2	3,867	1.7	3,914	1.7	525,349	60,173	6.4	6.4
合成清酒	9,648	0.7	10,587	0.7	964	0.4	999	0.4	29,319	2,907	32.9	33.2
連続式蒸留焼酎	150,399	10.9	161,885	10.7	35,497	15.9	38,173	16.4	333,982	78,977	45.0	44.9
単式蒸留焼酎	11,872	0.9	10,942	0.7	2,892	1.3	2,665	1.1	464,188	110,958	2.6	2.6
みりん	41,632	3.0	40,392	2.7	833	0.4	793	0.3	101,747	2,035	40.9	40.9
ビール	498,395	36.1	471,472	31.2	109,572	49.1	104,041	44.8	2,599,797	570,589	19.2	19.2
果実酒	63,170	4.6	63,474	4.2	5,008	2.2	5,017	2.2	120,553	9,472	52.4	52.9
甘味果実酒	982	0.1	1,026	0.1	119	0.1	122	0.1	3,974	529	24.7	22.5
ウイスキー	46,136	3.3	49,959	3.3	15,484	6.9	16,834	7.2	143,056	45,024	32.3	34.4
ブランデー	867	0.1	876	0.1	337	0.2	341	0.1	4,119	1,570	21.0	21.5
発泡酒	93,677	6.8	81,484	5.4	12,669	5.7	11,000	4.7	688,790	92,638	13.6	13.7
その他の醸造酒	58,459	4.2	55,886	3.7	4,680	2.1	4,471	1.9	445,588	35,749	13.1	13.1
スピリッツ等	83,555	6.0	157,846	10.4	7,425	3.3	13,401	5.8	627,457	52,158	13.3	14.2
リキュール	288,872	20.9	373,275	24.7	23,694	10.6	30,475	13.1	2,049,157	167,072	14.1	14.2
粉末酒・雑酒									1,463	57		
合計	1,381,218	100.0	1,513,076	100.0	223,039	100.0	232,247	100.0	8,138,548	1,229,907	17.0	18.1

(注) 1　本表は、各種税額控除後の課税実数である。
2　全国の数量及び税額は、各国税局が課税したものであり、税関が輸入品について課税したものを含まない。
3　平成30年度の全国の数量及び税額については、現在国税庁で集計中である。
4　スピリッツ等には原料用アルコールを含む。

参考(酒)－4　東京国税局管内の清酒の課税移出数量の推移
(平成20年度～平成30年度)

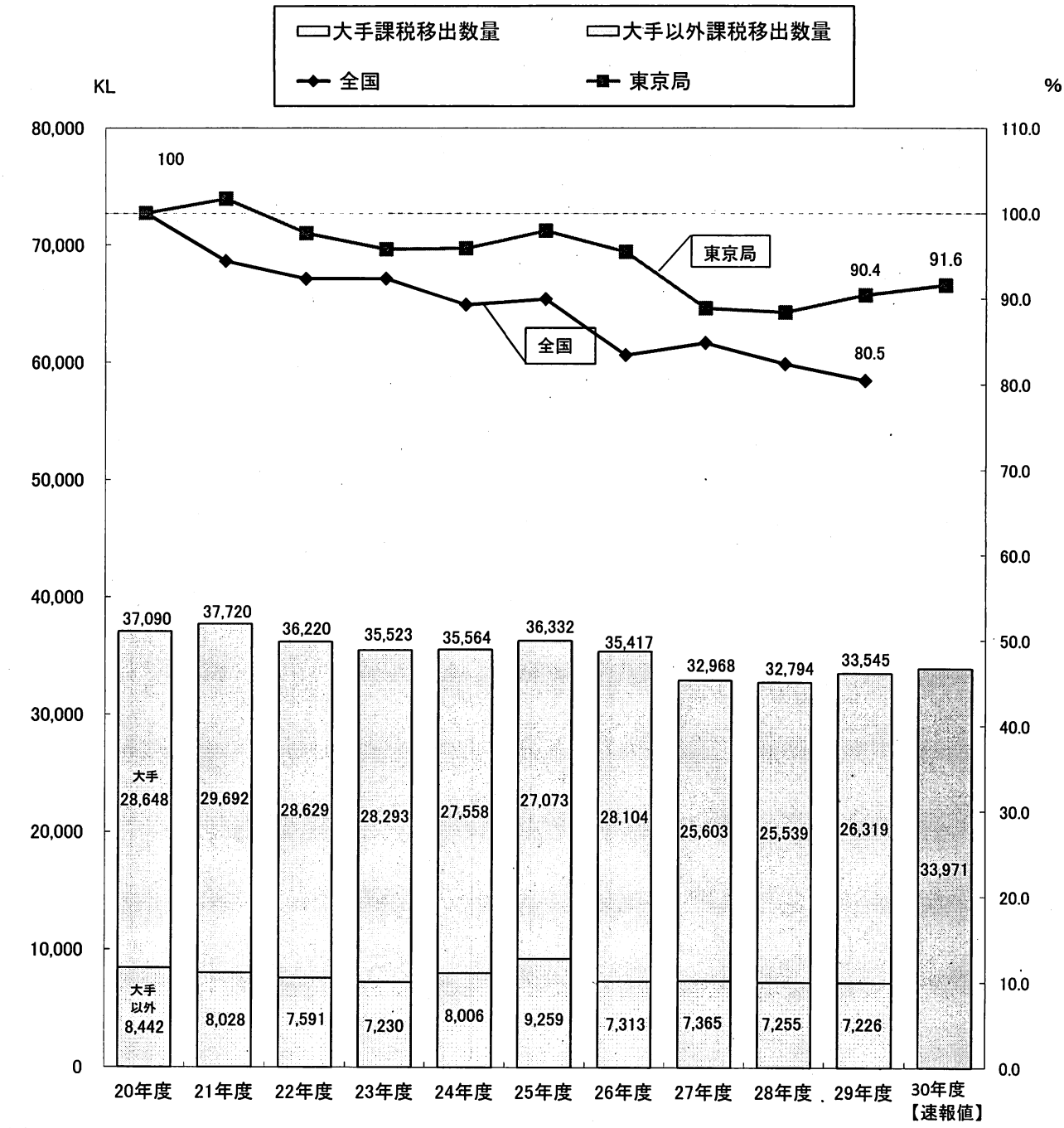

製造場数(大手含む)	81場	79場	78場	79場	75場	73場	71場	71場	72場	71場	69場

(注)　1　大手業者とは、次の4社をいう。
[redacted]

2　折れ線グラフは、東京局と全国ごとに平成20年度の課税移出数量の合計を100とした場合の推移を表している。

3　酒税統計資料及び各社の移出数量明細書から作成した。

4　年度の下に記載している製造場数は、課税移出数量が0の製造場を除いた場数である(各年度末の免許場数とは異なる)。

参考(酒)－5　東京国税局管内の果実酒の課税移出数量の推移
(平成20年度～平成30年度)

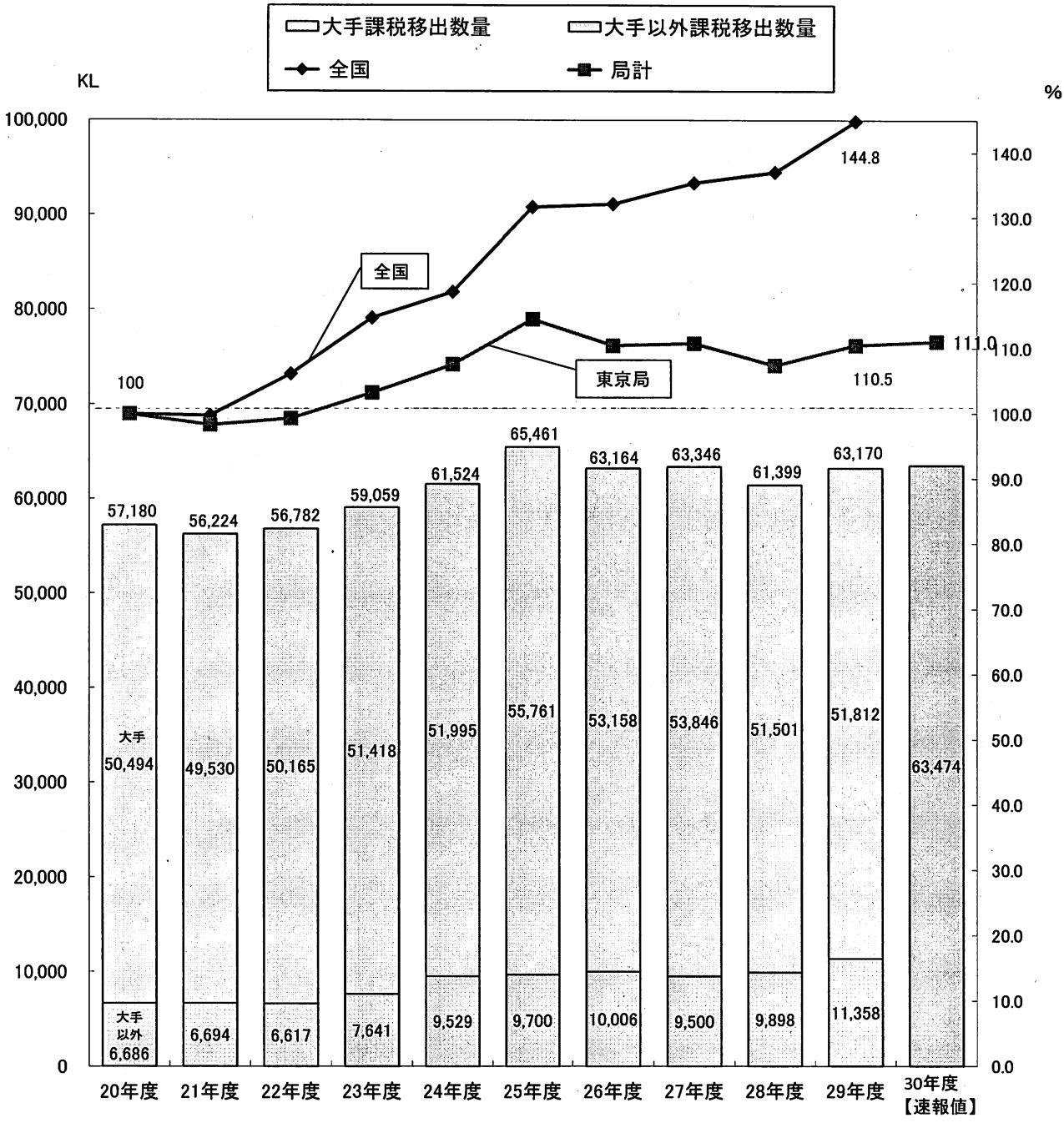

製造場数(大手含む)	85場	87場	84場	93場	93場	85場	90場	91場	98場	112場	116場

(注)　1　大手業者とは次の9社をいう。

[redacted]

2　折れ線グラフは、東京局と全国ごとに平成20年度の課税移出数量の合計を100とした場合の推移を表している。

3　酒税統計資料及び各社の移出数量明細書から作成した。

4　年度の下に記載している製造場数は、課税移出数量が0の製造場を除いた場数である(各年度末の免許場数とは異なる)。

参考(酒)－6　酒類小売業免許の付与等件数の推移
(平成25事務年度～平成29事務年度)

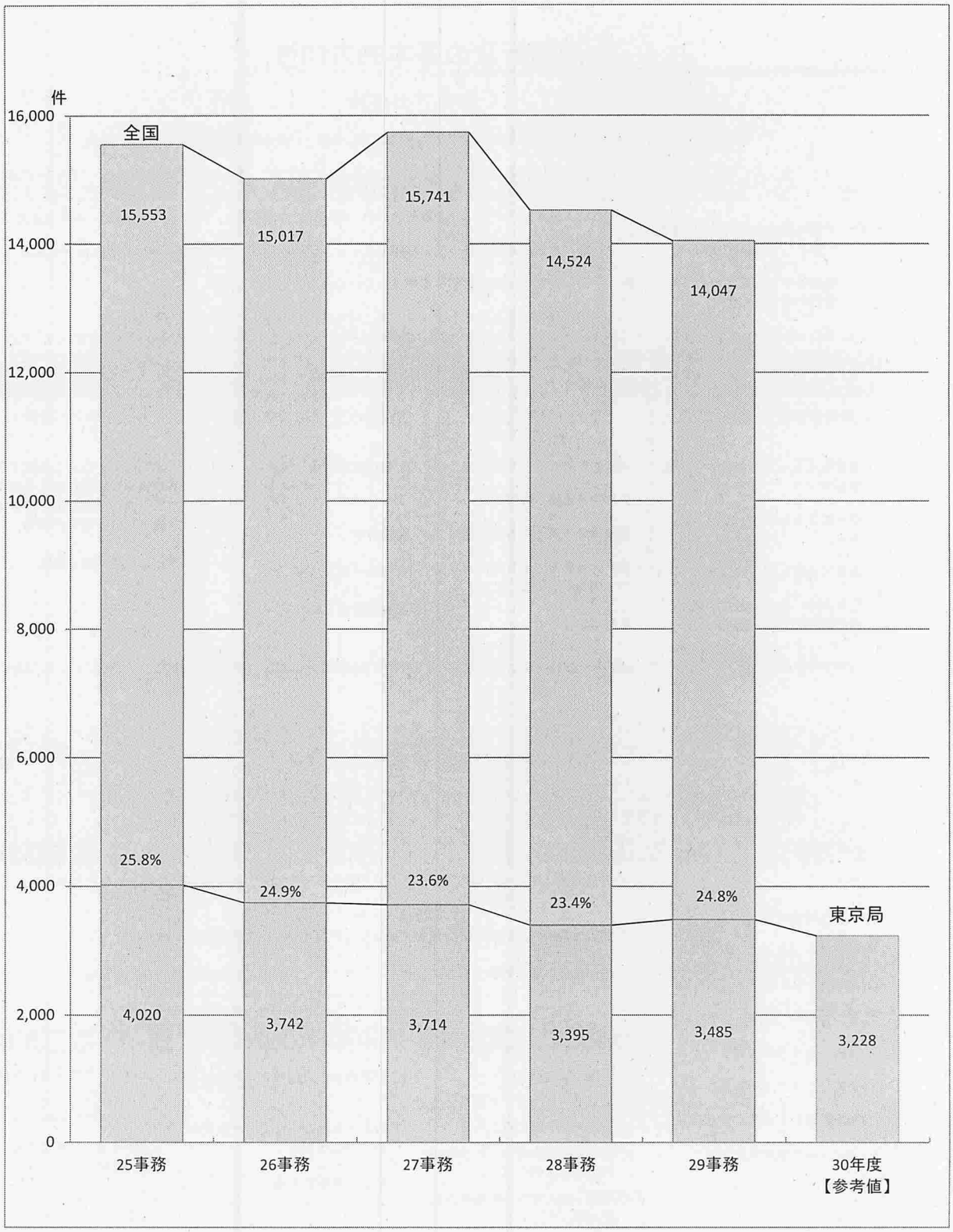

(注) 1　「付与等の件数」には、「純然たる新規免許付与件数」のほか、「法人成り等に伴う免許付与件数」、「移転許可件数」並びに「相続の申告書」及び「条件緩和(解除)の申出書」の処理件数を含む。

2　事務事績を庁が集計した資料から作成した事務年度の計数である。最新年度については、免許関係事後処理管理簿から把握した会計年度の計数(速報値)である。

参考（酒）－7　酒類行政の基本的方向性

酒類行政の基本的方向性

1. 国税庁の任務

①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現　②酒類業の健全な発達　③税理士業務の適正な運営の確保

2. 酒類業界の概況

- ○ 酒類の国内市場は量的に飽和し、全体としては縮小傾向
- ○ 価格競争が過度にわたる場合、事業者の体力を弱める
- ○ 近年、低アルコール飲料のほか、純米酒、ウイスキー、ワイン、クラフトビール等も拡大
- ○ 日本産酒類の海外での評価が高まり、輸出が増加。世界の食市場は今後も拡大見込み
- ○ 差別化や海外展開等で成長している事業者も少なくない
- ○ 異業種やスタートアップ、更には海外からの参入の動きも見られる

3. 酒類業界の主な課題

(1)商品の差別化・高付加価値化

- 消費者にとって分かりやすい価値訴求
- 商品のブランド化（個社、地域、JAPAN）
- 農商工連携、異業種連携
- 従来の枠にとらわれない新たな価値機軸の展開・訴求

(2)海外需要の開拓（インバウンド含む）

- 国際的な認知度や理解の向上
- 非日本食市場への展開
- 現地輸入・流通業者等の開拓
- 海外の事業者・消費者に分かりやすい表示・提案
- 富裕層向け

(3)技術の活用と人材等の確保

- 伝統技術の継承・発展
- デジタルツールの活用
- 事業承継
- 女性の一層の活躍
- 原料の確保

(4)公正取引の確保

- 「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に関する公正な取引のための指針」の遵守を通じた公正取引の確保
- 適正な販売管理の確保

4. 酒類行政の基本的方向性

酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化に取り組む

(1) 適切な法執行

- ○免許
- ○酒類業組合の監督
- ○公正取引の確保
  - ・深度ある取引状況等実態調査の実施
  - ・問題ある事業者には厳正に対処
- ○適正な表示の確保
- ○品質・安全性の確保
- ○資源リサイクルの推進
- ○20歳未満の者の飲酒防止対策
- ○アルコール健康障害対策

(2) 酒類業の振興

- ○官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組む
- ○制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に適切に取り組む
- ○中小企業の経営基盤の安定に配意するとともに、酒類製造者の技術力の強化を支援

主な具体的取組

海外需要の開拓

- ○国際的な情報発信
- ○ビジネスマッチングの支援
- ○酒蔵ツーリズムの推進
- ○政府全体の取組（JETRO, JFOODO等）の周知と活用促進
- ○関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

ブランド化の推進

- ○地理的表示の普及拡大
- ○ワインの表示ルールの定着

中小企業対策

- ○業界団体の取組（近代化事業等）を支援
- ○政府全体の中小企業向け施策の周知と活用促進
- ○経営改善等の支援

沖縄振興

- ○「琉球泡盛の海外輸出プロジェクト」を踏まえ、沖縄県産酒類を振興

技術支援

- ○先端技術等の普及の推進
  - ・事業者の指導、相談対応
  - ・鑑評会や研究会等の開催
- ○放射性物質に関する安全性の確認
- ○HACCPの義務化への対応を支援
- ○酒類総合研究所の取組
  - ・先端技術等の研究開発
  - ・醸造技術者の育成
  - ・講師・審査員の派遣

「酒類の公正な取引に関する基準」のポイント

【公正な取引の基準（以下「基準」)】

○　酒類業者は、(1)正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売する取引であって、かつ、(2)自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引を行ってはならない。

⇒　(1)と(2)の双方の要件に該当する場合は、「基準」を遵守していないこととなる。

「基準」を遵守していない場合の措置は、別紙のとおり。

『正当な理由』とは

季節限定商品でその期間が過ぎたものや、ラベルに汚損がある等の理由で通常の価格で販売することが困難であると認められる場合をいう。

『継続して販売する』とは

相当期間にわたって繰り返して販売することをいい、例えば、毎週・毎月、週末や特定の日等に限って、銘柄等を変えて販売する場合であってもこれに該当する。

酒類の公正な取引に関する基準を遵守していない場合の措置

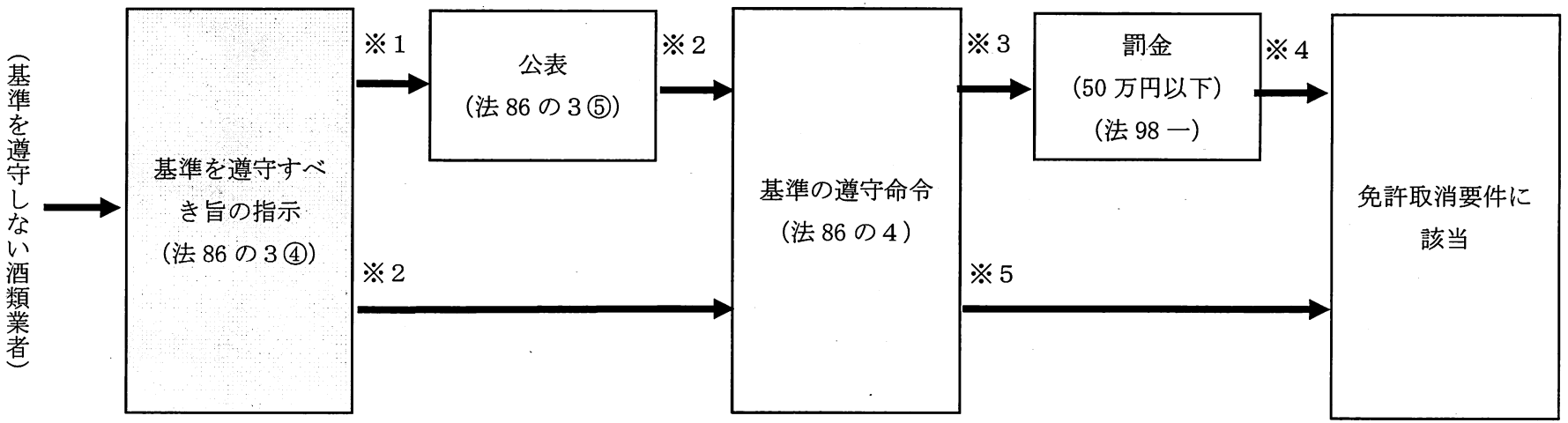

※１　指示に従わない場合、その旨を公表することができる。

※２　指示に従わなかった場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、基準を遵守すべきことを命令することができる。

※３　命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

※４　罰金刑に処せられた場合、免許を取り消すことができる（酒税法 12 二、酒税法 14 二）。

※５　命令に違反した場合、免許を取り消すことができる（酒税法 12 六、酒税法 14 四）。

別紙